

の意気込み、取り組みの体制について、農水省にお尋ねをします。

○小里大臣政務官 昨年八月に公表しました水産物の輸出戦略においては、水産物輸出額を二〇一二年の一千七百億円から三千五百億円に倍増することを目指しております。

この目標の達成に向けては、特に有望な市場でありますところのEUへの輸出をふやしていくことが不可欠であります。ところが、今委員からの御指摘ありましたように、水産加工施設におけるEU向けのHACCPの取得状況が累計でも二十九件であります。昨年は二件にとどまつたというような状況であります。ちなみに、米国とのこれまでの累計認定件数が一千二十九件、中国でも六百三十四件と桁外れであります。

このため、昨年来、当省としましても、厚労省と調整をしながら、体制の強化に努めてきたところでございます。

まず、本来の認定機関でありますところの厚労省の保健所の機能を強化する、あわせて、水産庁みずからが認定主体となりまして、大日本水産会等を活用して、体制を組んでいくことになります。その結果、昨年の年間件数一件に対して、今後は年間二十件を当分目指していく、そういうことになった次第であります。これによりまして、水産物の輸出拡大を強力に後押ししてまいりたいと存じます。

○北村（誠）委員 次に、私も生産県、出荷県の長崎県の出身であります。関心が深いので、改めてお尋ねをしますけれども、产地市場のEU-HACCP登録については、聞くところによれば、我が国内ではゼロということであります。

和食を世界遺産とし、また、世界じゅうに人気がある日本食というものを進めていくことという取り組みを実現していく中で、和食、日本食の食材のメニューを占めるであろう魚、魚介類について、EU向けのHACCP対応、登録が済んでいる产地市場は、国内に一件もないというふうなことで

は、天然魚の水揚げが行われる产地市場等、体制が極めて脆弱であると言わざるを得ません。

輸出を振興していくために、产地市場の登録についても積極的に取り組んでいかぬと思思いますけれども、この点についての取り組みはどうですか。

○小里大臣政務官 例えば、養殖魚の場合は、直接水産加工施設に行きます。ところが、漁船とされた魚は产地市場を経由していくわけであります。したがって、产地市場で水揚げされる水産物をEUに輸出するためには、その产地市場のHACCPの登録が必要であるということになります。

しかしながら、現在の产地市場のEU向けHACCP登録基準は、基本的に水産加工施設と同様の基準が適用されておりまして、我が国においては、登録された产地市場はないという状況であります。したがって、漁船でされた水産物がEU向けに行くものはゼロであるという状況であります。

このような状況から、競りなどの水産物の取り扱い、特に競り場というのはEUにはほとんどないものですから、これをどう取り扱うか。競り場におけるEU向けの区画をつくるとか、そういうふた我が国の产地市場の特徴を踏まえた产地市場の登録基準というものをつくる必要がありまして、現在、検討を進めているところであります。

現在、我が国EU向けに輸出される水産物はほぼ養殖物でありますが、产地市場で水揚げされる水産物についても輸出の可能性は大いにあるといたいと考えておるところでございます。

○北村（誠）委員 EU向けのHACCPの登録を促進しまして、产地市場の登録をまいりたいと考えておるところでございます。

私は考えております。

もともと、この諫早湾防災干拓事業を推進するに当たっては、国、県は、陸のことが終わつたら海の振興のことに積極的に取り組み、そして水産振興、漁業振興を図りますという約束を有明海沿岸、国民に対してしていしたものでありますから、水産庁が有明海の水産振興に主体的に取り組むべきというふうに考えていますが、どうお考えか、お聞かせください。

○本川政府参考人 大変厳しい御指摘をいただきました。

私も水産庁として、有明海の漁業の振興につきまして、これまで、覆砂あるいは海底耕うんなど漁場改善策、さらには増養殖技術の開発を行つてきたところでございます。

特に、我々として非常に有望と考えておりますタイラギの垂下養殖技術につきましては、昨年来、私たちとして、来られる方皆さんにお勧めしたり、

に切に願います。

次に、有明海の再生の取り組みについてお尋ねをします。

農林水産大臣が、平成十四年の諫早湾干拓事業に係る短期開門調査、また平成十五年に行われた中長期開門調査の検討を踏まえて、中長期開門調査を実施しないと判断する一方で、議員立法によって成立した有明海特措法に基づきまして、有明海等の再生対策を進めるとの方針を示したものでございます。これは、先刻皆様御存じのとおりでございます。

このことから、対策が具体的に進められるものと信じてきた漁業関係者は、漁業が置かれている環境が大変厳しいということが、今回、開門問題を引き起こした最大の原因ではないかというふうに思っています。それは、まず水産庁が主体的に取り組んでこなかつたのではないかというふうに私は考えております。

もともと、この諫早湾防災干拓事業を推進するに当たっては、国、県は、陸のことが終わつたら海の振興のことに積極的に取り組み、そして水産振興、漁業振興を図りますという約束を有明海沿岸、国民に対してしているものでありますから、水産庁が有明海の水産振興に主体的に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○北村（誠）委員 水産庁長官、しっかりと頑張ってください。

それで、昨年の十一月には長崎県の漁協長会、そしてことしの四月には、今申されたとおり、有明海沿岸四県の漁連の代表者が来て、それぞれ要望等々を開陳しておられますから、この要望に対して、大臣が今後どのように取り組んでいくかと

いうことが、いわゆる開門問題を解決するための一つの大変な要素ではないかと私は考えておりま

すけれども、この辺についてもし所感があれば、大臣にお聞かせいただきたいと思います。

○林国務大臣 ことしの四月四日でございましたが、有明の四県漁連等の代表者の皆さんから、有明海をどうやって再生していくかということに関して要望をお受けしたところでございます。

我が省として、有明海の再生は、国としても大変重要な政策課題である、こういうふうに認識をしておりまして、増養殖技術の開発、それから赤潮、貧酸素水塊の発生機構の解明、それから、今お話をありました覆砂、海底耕うんの実証事業、こういうものに取り組んできたところでございま

す。また、今水産庁長官から答弁しましたように、今年度から、タイラギの種苗生産技術の開発、これも一緒になつて取り組んでおるところでございまます。

四県の漁連の皆様からいただいた要望書の内容、関係者の御意見を踏まえながら、引き続き明海再生の各種事業に取り組むとともに、平成二十七年度以降の明海再生関係事業につきましても、より効果的な方法も含めて検討してまいります。○北村（誠）委員 大臣、ぜひ積極的に取り組んでいただきたい。特に、水産庁を督励していただきたい、こういうふうに思っております。

たい、そういうふうに思います。
それと、再生策に対して協議、検討するための話し合い等々については、あたかも世間には全く何の話し合いも行われていないかのような印象が与えられているかもしれませんけれども、有明海漁場環境改善連絡協議会というのが、国・関係県の合意によって設けられて、熊本の九州農政局はその事務局として中心的に働いてきているところでありますから、改めて会議を設けたいというようつ、この協議会に、田舎・別口書が話（合）つ

場に事務方とともに参加をして、水産振興策について、検討会議で協議をすることができる。今申された平成二十七年度以降の有明海水産振興策についても、この協議会の場で、水産庁の主催として、具体的に検討を行えばよいではないかというふうに私は意見を持っています。これは意見として述べさせていただき、回答は要りません。

一方、有明海の疲弊している海水浄化能力については、一枚貝が減少したことが原因であるという有力な研究報告があります。一枚貝の減少は、ノリの酸処理剤を使用することによって、それにはかかわってプランクトンに対する異変、あるいはプランクトンが酸素を消費することによって、海底の腐泥に關する化学的な極端な変化が起きて、毒素が発生したりして貝類が死滅する、立ち枯れするというふうな経過が出ているという研究成果がありま

水産庁は、昭和五十九年、「海苔養殖における酸処理剤の使用について」という、適正な処理処分を行うようにということと、水産庁次長の発する通知を関係都道府県知事に対して行っていました。このことによつて、酸処理剤が使えるといつてお墨つきを出したということに世の中ではなつています。

しかし、この酸処理剤による一枚貝に対する影響が非常に著しいものがあり、今申し上げた酸処理剤の使用というものについて、農林水産省は、事実関係の把握において手抜かりがあるのでないかという疑いの気持ちを私は持っています。

ですから、これから辯をしつかりと科学的調査を行ふことによつて、酸処理剤がいかなる影響を与えたか、与えなかつたか。これらのことについて、今後、農林水産省、また政府の関係連絡機関において、ダム開発費として、浚渫九里川改修工事

貝に与えた影響、それから波及して有明海の生産力の低下ということに至つたのであるという研究結果もあるわけですから、このことについてしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後に、私は意見を述べさせていただきます。
前に質問させていただいたときも述べたことで
ありますけれども、きょうのテレビの報道によつ
ても御存じのとおり、国は、あけることも閉める

ことなどならぬとして、いろいろな司法の決定を受けてしまってから、あけることを前提にとか閉めることを前提にとかというふうな話し合いの場ということは持てるわけもないし、長崎県知事も、積極的に国、関係機関との協議ということに取り組んでしかる

へきと私は考えておりますし、個人的には、県に対する対して、関係者に対してもそのようにお勧めしたいというふうに思っています。

いうことについて、この決定を下した時の内閣

私はこのように考えております。

そして内閣総理大臣は、職を離れられてからも自分の上告しないという決定は適切であり、正かつたと申されています。新聞報道は、そうで

ないということを産経新聞等も報道しております。し、私も以前からそう思っています。

ですから、国會議員としての現職にある本人名譽のためにも、また言論の府である国会の良

をただす意味でも、御本人を、ぜひ当委員会に考人としておいでをいただき、本当に正しいことをなさつた、正しいことが行われて、その上で裁判の今の状況によつて、国がお金を関係の人

この政治責任というものをどうどるのか。
日本の政治家の政治責任のとり方は甘いと私
指摘せざるを得ない。これを許すことはできな
ので、ぜひ、委員長、理事会において、本件の

り扱いについての協議と結論を出していただくなりをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○根本委員長 大だいの件は、いろいろしては
ほど理事会で協議をいたします。

質問する機会を得て感謝をいたしております。農協の現場に直接関係をした者として、農協が革について、四点ほどお尋ねをしたいと思います。時間が限られていますので、簡明な答弁をお願い申し上げたいと思います。

農協改革についてありますか。改革は、農協に限らず、全ての産業において未来永劫の課題であろう、私はこのように考えております。かしながら、改革は、改善であるべきであつて改悪であつてはならないと思います。

私はこのように考えております。

そこで、林農水大臣に御見解をお伺いいたしました。
いと存じます。

の皆さんとの協同組織でありまして、担い手農業者のニーズに的確に応えて農産物の販売などを適に行って、農業者の所得を向上させて、地域農業を発展させていくことが何よりも重要で、

りまして、このことが食料の安全保障の確保につながる、こういうふうに考えております。したがつて、農協改革についても、農協が農物販売等に最重点を置いて積極的に取り組むにござります。

としたらよいか、それその農協がみすから、創意工夫で経済事業を展開するにはどうしたらいいか、その際に、農協をサポートする連合会、中央会はどうしたらよいか、こういうことを真剣に検討していく必要があると考えております。

農協改革については、与党におきまして、昨日農業委員会等に関する改革の推進について、ということでお取りまとめをされた、こういうふうに承知をしております。

我々としては、この取りまとめを踏まえて、林水産業・地域の活力創造プランに適切な改革の方針を盛り込んでまいりたい、こういうふうに思っております。

それわれ農協の改革については意見はあると聞いていますけれども、御案内のとおり、民間の組織であるわけですから、自己改革、自己研さんといふのが原理原則であろう、私はこのように考えております。

また、農協原縄の原点である。万人は一人のため、一人は万人のためにという原則を守りながら、農協での六つの業務、事業を行つておるということです。

例えば、私が関係をしておりましたJA島原原仙では、販売額約三百億、全国的には、一県一JAを除けば、五本の指に入る純粋の農協であります。この地域は、長崎県下生産額の四〇%以上の

約六百億の農産物が生産をされております。

そうしたJAの事業として、一つ目に、當農指導、二つ目に、農産物の販売事業、三つ目に、農業資材を共同購入して、大量に仕入れて、安価に農家に供給をする購買事業、四つ目に、規模拡大等するために投資をする場合に必要な信用事業、五つ目に、将来の方々が一の場合に備えての共済事業、六つ目に、管内の状況並びに全般的な情報を正確に伝達するための月刊誌を配付しながら、広報事業を行つておるところであります。

ただし、當農指導、広報事業については費用支出のみで、全く収入はございません。そこで、販売事業の赤字と収入を伴わないほか、部門等の入件費を賄つておる事業というのが、信用、共済事業であるわけでございます。

農協改革と称して、信用、共済事業を分離するという規制改革案は、結果的に農家、農業を崩壊することにはかならないのでありますし、規制改革案が示されて目を通したときは、農業現場の実態を知らない、また全く無視をした案だと、憤りさえ感じた次第であります。

先ほど申し上げました一番から六番までの事業は、どれをとっても欠くことのできない事業であると私は確信をいたしております。そしてまた、この六つの事業をうまくかみ合わせながら農協運営を行つていくことが、農家にとって、農業にとって最善の方法であると私は確信をいたしております。また、農協の職員も、一人數役を担いながら、日々、夜討ち朝駆けで頑張つておるところであります。

そこで、林農水大臣の御所見をお伺いしておきたいと思います。

○林國務大臣 農協は、農協法に定める事業の中から、農家組合員の選択によりまして事業範囲を決めております。多くの農協においては、組合員の利便性を考えて、組合員が必要とするサービスを総合的に提供するという観点から、経済事業、信用事業、共済事業など、今委員からお話をあつた事業を行つておる、こういうふうに承

知しております。

農協経営の平均的な姿としては、やはり経済事業部門が赤字、これを信用、共済等の金融事業の黒字で補填する、こういう構造になつております。今後、農協が自立した経済主体として、農業者の所得向上に向けた経済活動を積極的に行つていて、そのためには、やはり農協の金融事業の負担やリスクを軽くして、人的資源等を経済事業にシフトしていくことも重要である、こういうふうに思いますが、その際に、組合員等に対して金融を含めた総合的なサービスを提供するようにして、また農協の経営が成り立つようしていく、こういうことが必要不可欠であると考えております。

○加藤(寛)委員 ありがとうございました。

先ほども申し上げましたように、やはり農協といふのは、総合事業で、全体的に、お互に連携をとりながら取り組んでいく。ひいては、それが農業、農家のためになるということは事実であるわけでございますから、ぜひとも、信用とか共済とかを切り離すというとんでもない発想にこれらもならないように、よろしくお願いを申し上げておきたいと思います。

次に、中央会についてであります。

全国には、一県一JAもありますけれども、全体的には県下に複数のJAが存在するというのがほとんどであります。同じ県内のJAであつても、それぞれ単協ごとに状況は違います。そのところをうまく調整しながら指導をやっていくというものが、県域の中央会の大きな役目として、これまで責任を果たしておるところであります。

もし県域の中央会の指導がなかつたならば、てんでんばらばらになることは火を見るよりも明らかであります。まして、一番被害をこうむるのは農家でございます。

また、同じ県内JAでも状況が異なるわけありますから、私は、全国的には大変状況が違うことがありますから、恐らく一毛作が二毛作しかできないと

う普通にやつておるところであります。

ほかにも、変わつた状況というのは多數あると思します。そうした県域の状況を加味しながら、調整、指導をしておるのが全中の役目ではないか、このように考えております。

これまで中央会が果たしてきた役割の一につき、以前、全国各地で、破綻しかかつたJAを破綻させずに、それも金融危機当時の金融機関のように公的資金の投入もなくて、中央会独自の調整努力で再建を果たしたという事実もございます。

これは、やはり中央会が、お互いに連携をとりながら、地域の状況を見きわめて、そうした単協の状況も踏まえながら、うまく指導をした結果というのがその成果であろう、私はこのように理解をしておるわけでございますけれども、この件について、林農水大臣の御見解をお伺いしておきたいたいと思います。

○林國務大臣 農協の中央会は、農協経営が危機的な状況に陥つたことを背景に、昭和二十九年に、農協に対する経営指導により農協経営を再建するため導入された特別な制度でございますけれども、この件について、林農水大臣の御見解をお伺いしておきたいたいと思います。

これまで、農協中央会は、農協組織を束ねて意思集約をするとともに、合併の促進、連合会の再編、こういうことを進めることによって、農協、連合会の経営基盤の強化、それからJAバンクシステムのもとでの経営不振農協の処理等の農協の健全性の確保に成果を上げてきたところであります。

これまで、農協中央会は、農協組織を束ねて意思集約をするとともに、合併の促進、連合会の再編、こういうことを進めることによって、農協、連合会の経営基盤の強化、それからJAバンクシステムのもとでの経営不振農協の処理等の農協の健全性の確保に成果を上げてきたところであります。

しかしながら、農協中央会については、今申し上げた昭和二十九年の農協中央会制度発足当時、一万を超える農協が存在しておりまして、農協の経営管理体制も弱かつたということで、農協中央会がこれを指導する役割が大きかつたわけでござりますが、合併等によりまして農協の経営基盤、財務内容が強化をされてきました。農協の経営管理体制も整備されてきたことから、現在では状況が変化をしておりまして、こうしたこと踏まえ

て、現在の状況に対応する事業組織のあり方を考えております。

○加藤(寛)委員 中央会等の今後のあり方についても、大臣の方からお話を聞かせていただきまして、たけれども、そうした、これまでに果たしてきた

剣に検討していく必要があります。

でも、大臣の方からお話を聞かせていただきまして、たけれども、そうした、これまでに果たしてきた大きな役割というのがあるわけでありますから、今後も、単協について、それぞれの農業団体について、いろいろ、何が起こるかわからないというのが、これは何事においてもあすのことはわからぬことが多いですから、そうした場合に、万が一に備えて、いろいろな調整役をしてやる、指導をしてやる、そうした機関というのは私はぜんぜん必要であろう、このように考えております。

自己改革も、これはもちろん必要なことでありますから、自分で改革をしながら、そしてまた、足らざるところは多くの方々の御意見を賜りながら今後とも進めていかなければならぬこともありますから、当初申し上げましたように、民間の組織がありますから、やはり原理原則は自己改革ということが私は原点にあろうと思いますので、この辺のところも加えて、よろしくお願いを申し上げておきたいと思います。

当初申し上げたことではありますけれども、やはり農協改革の本来の趣旨は、農業を強くすると実であろう。私はこのようにも考えております。しかししながら、当初申し上げましたように、民間の組織でありますから、やはり原理原則は自己改革ということが私は大前提であるうと思いますので、この辺のところも加えて、よろしくお願いを申し上げておきたいと思います。

例え話で恐縮ではありますけれども、少し以前の大相撲の力士に、栃ノ海という非常にわざのうまい横綱がおりました。しかしながら、当時の、同じ横綱同士ではありますけれども、大鵬にはど

うしても勝てなかつたこともあります。鵬は、技術も体力も十分ありましたけれども、柄ノ海は、技術はあつても小兵であつたのですから、なかなか体力的に追いつかなかつたということが大きな原因であろうと思つておるわけでございます。

何事も、私は同じではないかなという気がいたしております。やはり基盤となるものがしっかりとおることが一番大事な、肝心なことであろう、改革も技術も必要不可欠であることは十分理解をするわけでござりますけれども、しかし、これはしょせん技術、技巧であります。

やはり農業を強くする基本は、行き着くところ、優良農地をいかに多くふやすか、いかに整備をするか。圃場整備のされた、かんがい設備の整つた農地をいかに広く整備するかということに、私は、強い農業づくりの基本はかかるべるとおもふに思ひます。

そこで、御所見をお伺いしたいと思います。

○江藤副大臣 先生の、いつも現場に根差した御意見には、大変敬服をいたします。

何といっても、おてんとうさまを、お天気を相手にしている仕事でありますので、本人の自覚、努力が基本だという自助自立の精神というものは大事でありますけれども、それでもやはり天候に左右される、そういう宿命を背負つております。

今、例を出していただきましたけれども、北海道の話を替したことがあります、基盤整備をした農地については、大雨が降つても、タマネギは全部無事だつた。しかし、基盤整備がおくれたところは全滅だ。隣で、同じ地域の後継者であるのに、片つ方は逆にタマネギの値段が上がりつたといふことは、基礎整備に基本があると思います。

そういうことを踏まえた上で、我々は中間管理機構と面的集約をして、土地の能力も上げていこう、そしてコストの削減もしていこう、集約をしていこうということでありますので、先

生がおっしゃる大区画化、排水の整備、かんがい事業の整備、これについては、予算もきちつと確保した上で、地域の実情をきちつと聞いて、計画的に実行してまいりたいというふうに考えております。

○加藤(寛)委員 圃場整備、優良農地の確保については、江藤副大臣から、その重要性については、必要であるという御理解をいただきまして、私も万人の味方を得たような気持ちで、大変気を強くいたしておるところでございます。現状では、中間管理機構を運用して、それをこれからの強い農業づくりにやつしていくんだということ、もちろん私も大きく期待をいたしておるところでございます。

しかしながら、これから、担い手というわけで、小規模零細企業じゃなくして、それ以上に農家の皆さん方に、全体の八割以上の農地を任せたい、耕作をしていただきたいという構想であるわけですから、八割以上というと、四百五十万ヘクタールの八割、三百六十万ヘクタール。今現在整備されておるのは二百万ヘクタールというふうに農水省の資料、統計等々で伺つておるわけで、そうしたことから考えますと、百六十万ヘクタールの整備をやつていかなければならぬところがまだまだ残つておるわけであります。

これについて、一日も早く整備できるよう年次計画を立てながら取り組んでいくべきだという思いを強くするわけでありますけれども、私は、最後に一言、御所見をお伺いさせていただきたいと思います。

○江藤副大臣 やはり、基盤整備その他については、地方自治体の皆様方の御協力もいたしかねればならないことでありますので、いつ、どのタイミングでこれが完工するのか、国営かんがい事業等もそうでありますけれども、ましてや、それが遅延する

の意見を聞きながら、計画的に進めることができます。だというふうに考えております。

○加藤(寛)委員 ありがとうございました。

○坂本委員長 次に、石田祝稔君。

○石田(祝)委員 おはようございます。公明党的な意見をまとめて、その中で、大臣として、このまとめられたものをどういうふうに受けとめていただいているのか。

これから、規制改革会議の答申案というものがまず出るわけで、そしてその後、答申も出る。その後、手続としては、それを尊重する闇議といふのが開かれるわけです。ですから、私たちがまとめた案に対して、それを的確に反映していただきなきやならない、こう思つておりますが、大臣は、その取り組みについて、また見解もあわせてお伺いをいたしたいと思います。

○林国務大臣 農協、農業委員会等につきましては、与党における大変熱心な御議論を経て、昨日、農業の成長産業化、それから、農村社会の維持発展に資するという観点で、農協・農業委員会等に関する改革の推進についてが取りまとめられた、こういうふうに承知をしております。

我々としては、この与党の取りまとめを踏まえ、農林水産業・地域の活力創造プランに適切な改革の方向を盛り込んでまいりたい、こういうふうに思つております。

○石田(祝)委員 昨年の米政策の変更のときも、大変時間が短い中で結論を出さなきやいけない。これは、時間がないというよりも、お尻がある程度決まっている中で、出でくるタイミングが運

かつたということもあると思いますので、非常に短い時間で結論を出さなきやいけなかつた。今回も全くそのとおりであります。今回、答申案からさらに法律改正ということになりますと、来年の通常国会、こういうことで、若干時間があるような気もいたしますけれども、それにしても、やはり大変早いだ改革の提案ではなかつたか、ことういうふうに思つております。

そこで、今回の規制改革会議の案を見ますと、経済ということを、確かにそれは所得をふやしていくという観点ではやつていかなきやならない改革でありますけれども、やはり、社会政策という部分があるわけですね。先ほども自由民主党の先生のお話で、全然収入にならないこともやつてあるんだ、そういうお話をございました。私は、そのとおりだと思うんですね。

そういう中で、昨日、私たちも党の中で、いわゆる骨太方針、経済財政運営と改革の基本方針二〇一四、その提案もいただきました。そこで、「日本の未来像に関わる制度・システムの改革」、こういふ骨子案の中にありますて、二〇二〇年を目途に、改革、変革をしなきやならぬと。そして、その中で、五十年後に一億人程度の安定した人口構造の保持を目指す、こういうくだりがあるんですね。

これは骨子ですから、これから詳しい中身が出てくると思うんですけれども、一億人というと、今から二千五百万人ぐらい減るという前提です。今の人口動態構造を見ると、どうしても東京周辺の一極集中。そつすると、割合からいつた減り方です。

よりも、地域の人口構造が非常にそれ以上に影響を受ける。ある意味でいえば、今は限界集落と言われていますけれども、これは消滅集落という世界も多分出てくるんだと思うんですね。

国土自体が減るわけじやありませんから、どん

なに少なくなつても、そこに住んでいる人がいる。そういうときには、地域社会を支えていく社会インフラ、私は、言葉は悪いかもしませんけれども、いわゆる公共財として、この農業者の組織というのは大変大きな役割を果たすのではないか、こういうふうに思つております。また、果たしていたただかなさやならぬというふうにも思つております。

そういう農業者の組織の役割、これから人口が減つていく中でどういうふうにそれを評価しているのか、これを大臣にまずお伺いいたします。

○林国務大臣 農協は、農業者の協同組織でありまして、担い手農業者のニーズに的確に応えて農産物の販売等を適切に行って、農業者の所得向上させて、よつてもつて地域農業を発展させていく、これが最大の使命であるということであります。

一方で、農協は、高齢化、過疎化が進む農村社会において、地域社会のインフラ、今委員は公共財というふうにおっしゃっていましたが、そういう側面を持つておりますと、組合員でない地域住民も含めて必要なサービスを提供しているのも事実であろうか、こういうふうに思つております。

したがつて、農協改革についても、農業の成長産業化に資するとともに、農村社会の維持発展にもつながる、こういったものでなければならないと考えておるところでござります。

○石田(祝)委員 大臣、ありがとうございます。

続いて、内水面漁業についてちょっとお伺いたしたいと思うんです。

ウナギとかアユなどの内水面漁業について、自然環境の保全に配慮しつつ、内水面漁業の生産力の発展、国民生活の安定、向上を図るために、総合的に施策を推進する仕組み、これは今のところ存在をしておらないということあります。

こういうものの制度化、法制化というものも必要と考えておりますけれども、大臣の御見解はいかがなさやならぬといふうにも思つております。

かがでしようか。

○林国務大臣 一般論としてということであれば、まさに委員が今おっしゃられたように、資源の管理をするということは水産業にとって大変大事である、こういうふうに思つております。

特に、例えばウナギを例にとつていえば、最終的には内水面でウナギを捕獲、利用していくわけですが、そのもとになるシラスウナギ、こういつたものが東アジア全体で採捕量が非常に低迷している。そういう意味では、内水面のことであつては、そのもとになるシラスウナギ、こういつたものが、国際的な漁業管理というものをしっかりと我が主導的な立場をとつてやつていくということが非常に大事である、こういうふうに考えております。

○石田(祝)委員 私は、ウナギの話も出しましたが、昨年のシラスウナギの取引価格は、一キロ当たり二百四十八万。聞くと、金が一キロ当たり四百万とか五百万とか言われていますから、まさしく泳ぐ金ですね。それぐらい高かつたんですが、ことしは下がつてきているということです。

しかし、減つてきてることは間違いない。そういう中で、私が今ちょっと心配しているのが、国際自然保護連合が、どうもあした、十二日にレッドリストに、ニホンウナギを絶滅危惧種に追加するんじやないのか、こういうことが報道で、きのうの朝刊、また夕刊にも出ておりました。が、ここははどういうふうになつておりませんが、国内ではレッドリストに載つてているんだけども、CITESについてはこれからであります。どういう情報をつかんでいらっしゃいますか。これは環境省に。

○星野政府参考人 國際自然保護連合、IUCNのレッドリストの最新版が十二日に公表される予定であり、ニホンウナギについても、世界各国のウナギに関する専門家の会合による評価結果が掲載されるとの情報を得て、いるところでございました。

なお、委員からも御指摘ございましたけれども、シラスウナギ、ニホンウナギが提案されないよう

ており、環境省では、平成二十五年一月に公表し

た第四次レッドリストにおいて、絶滅危惧IB類に選定したところでございます。

○石田(祝)委員 これで、国際的にレッドリストに載せられると、いわゆる取引は全くできない。

もう一つは、附属書のIIで、許可書があればいい。

かつ、それを対外的にいろいろアピールしていく

ということが必要ではないかと思つております。

御指摘のとおり、シラスウナギについては、最近採捕量が落ちておりますので、これを利用して

いる東アジアの諸国、中国、台湾、韓国、日本、こういったところでその資源管理の枠組みについ

て国際的な議論を今進めております。

そこで、そういう観点から心配しておりますの

が、国際の場に行きますと、やはりこれはどうし

ても日本だけの考え方でなかなかいかない。私は、

つい頭をよぎるのが、南水洋のいわゆる調査捕鯨。

ここなんかも、絶対大丈夫だらうと思われていたのが、あに國らんや全く逆の結果になつてしまつた。ですから、ここは油断せずに、さまざま対策を講じつつ対応をとつていかなきやいけない、

そういうことで今申し上げているわけでありま

す。

こういう点について、水産庁はもうやつていて

だいていると思いますけれども、どういうふうな

情報をとつて、どういう対策を考えられていらつ

しゃるか、お聞きをいたしたいというふうに思

います。

ですから、ある意味でいえば、大丈夫だらうと

いうところから出発するのか。やはりこれはさま

ざま勘案して、こういうものは、えてして純粹に

科学的な知見からやるんじやなくて、ある意味で

政治的な動きもよく考えておかなきやいけない、

そういうふうに私は思うんです。

○本川政府参考人 IUCNが指定をするかどうか

かということの議論でござりますけれども、IUCNのレッドリスト自体は、まさに民間の機関が

指定するものでありますので、先ほどおっしゃつ

たような附属書I、附屬書IIというのはワシントン条約のことですけれども、IUCNの

指定がワシントン条約の附屬書指定に直接的に結びつるものではありません。IUCNに指定され

ているものでありますので、先ほどおっしゃつ

たクロマグロ、こういったものはワシントン条約の附屬書には掲載をされておりません。ですか

ら、必ずしもそうではございません。

したがつて、きちんとした資源管理を行つてい

くことを、私どもとして仕組みを構築し、

したがつて、そこでCITESの附屬書掲載に

いたがつて、そこでCITESの附屬書掲載に

がら、きちんとした資源管理体制をつくっていく、こういうことがぜひとも必要であると思っております。

そのようなスケジュールを持つて、私どもとしても今取り組んでいるところでございます。

○石田(祝)委員

それをぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それで、ウナギの稚魚、シラスが、一体どこで産卵をして、どうして日本に来るのかというのが長い間わからなかつた。これはやつと、マリアナ海溝あたりで産卵しているんじゃないのか、それが太平洋を渡つて、それぞれ日本の海岸から河川に上つていく、こういうこともだんだんわかってきたんですねけれども、完全な養殖というのはまだできておらない、こういうふうに思つております。

資源再生ということを考えると、どうしてもしっかりとそういう点はやつていかなきやいけませんが、特に、大学とか民間団体、これは一般社団法人もあると思いますが、また民間の会社、そういうところと産学官の連携によつて資源再生ということは考えていいかなきやいけないというふうに思つます。

特に、もうすぐ夏になると、当然、うしの日ということでござりますので、需要が高まつてくる

だらうというふうに思つます。

私も、つい最近、赤坂のところを歩いておりまして、有名なウナギ屋さんだと思うんです、名前は忘れましたが。そのウナギ屋で見たら、お重みたいなものに入つて、一串で六千円とかいう、ちょっと驚いたんですけども、なかなかこれは食べに行けないな。店の場所柄、高いのか、高級ウナギを使つていてるのか、高知県の四十万の天然ウナギを使つてくれているのか、よくわかりませんけれども、それはなかなか庶民の口に入らない。やはりこれから、平賀源内が言つたように、うしの日、この人は香川県の人ですから、そういうことから考へても、資源再生ということを国が力を入れてやつていただかなきやいけないと思つすけれども、この点いかがでしようか。

○小里大臣政務官 まさに、シラスウナギの人工生産、大量生産技術の確立というものが切望されるところであります。

二十二年に水産総合研究センターが、委託プロジェクト研究の成果として、実験室レベルでの完

全養殖に成功し、さらに、同センターが平成二十

五年に、新たに開発した大型水槽での生産に成功

したところであります。しかしながら、シラスウナギの大量生産を実現するためには、省力化・省コスト化を抜本的に図つて行く必要があります。

このため、本年度から、給餌システムの改良、飼育水の効率的な交換等の実証試験を開始したところであります。その際、御指摘のとおり、民間企業、大学、水産総合研究センター、水産庁の产学研官連携によりまして、幅広い知見の技術を結集して取り組んでいるところであります。

将来にわたりまして安定的にウナギを供給していく必要があります。

これが最も重要なことです。早期の実現にしっかりと努力してまいる所存であります。

○石田(祝)委員 ぜひお願いをいたしたいと思います。

私も、知り合いにシラスウナギをとる人がおりまして、寒いときに、夜中に、新月の夜じやなきやだめだといふんですね。新月というのは月が出でないといふんですね。新月といふのは月が出でないといふこととありますから、それで、小さくしゃくですくつて、あの小さいものを集めて、仲買のところですかね、そういうところに持つていつて、幾ばくかのお金をアルバイト的に稼いでいると言つておりますけれども、大変な作業をなさつてゐるわけですね。

そういうことで、ウナギというものが、我々の食卓に昔からあるわけですから、ある意味では庶民的な値段で口に入るようにならぬといふことを思つておりましたけれども、ぜひお願いをいたしたいと思います。

最後になります。

先ほど申し上げた民間団体を含めて、さまざま

な方がいろいろなところで御協力いただけると思いますけれども、そういう方々、例えば一般社団とか民間団体、何らかの活動をしている人を応援する仕組みがあるのかないのか、ちょっとよくわからないのでお聞きをしたいと思いますし、なければ、ぜひ応援する仕組みをおつくりいただきたいと思います。

○江藤副大臣 内水面に関する法律を、今回、与

党協議の中で御起草いただいたということでございましたが、その四章の三十五条を見せていただきました。

内水面の振興のために、いろいろとトラブルが

ある、例えば、私のような魚釣りをする人間とか、ラフティングをする人間とか、いろいろな悪さをする人間とかがいて、学識経験者、その地域の方々のいろいろな知見を集めた協議が必要だといふことであれば、その設置を申し出ることができると、できる規定を設けさせていただいておりますの

で、これによつて、先生のお考えになるような地域での話し合い、協議ができるようになるのではないかということを期待しております。

○石田(祝)委員 ありがとうございました。

○坂本委員長 次に、大串博志君。

○大串(博)委員 おはようございます。民主党の大串博志でございます。

きょうは、一般質疑ということで、いろいろ議論させていただきたいと思います。

まず、私も先ほどの石田先生に統いて、今回、内水面の漁業の振興についての議論を、委員長の方からも議員立法の提案ということがあるやの動き

論させていただきたいと思います。

特に、平成二十四年に、前年の二十二トンのシラスウナギの池入れ量が十六トンに大きく減少しました。それまでは、例えば、平成二十一年二十八・九トン、平成十八年二十九・二トンと、三十トンを少し下回るような水準で増減をしながら推移しておつたんですが、平成二十四年に大きく減少するような事態になつてきましたわけでございます。

こういう状況を踏まえて、二十四年六月には、ウナギの緊急対策というものを決めさせていただきます。その後、平成二十五年の池入れ量がさらに前年を下回つて十二・六トンに減少した、こういった

資源の管理、保護等を講じてきたところでござい

るいろいろな手立てをとつていかなければならぬと、いうのが現状だというふうに思います。ところが、いろいろ考えてみると、あるいは振り返つてみると、今、ウナギに関する国際的ないろいろな動きがあるということがありましたが、どちら、天然ウナギあるいはシラスウナギの漁獲量が非常に激減しているというのは、今は非常に始まつたことじゃなくて、かなりとんども、天然ウナギあるいはシラスウナギの漁獲量が減つてきていると、いう現状はあつたと思うんですね。ですから、それなりの手も打つてこなければならなかつた現状もこれまでもあつたと思うんです。

こういう過去の流れにおいて、農水省として、天然ウナギあるいはシラスウナギ、こういったものに關して、資源を管理、確保しながら漁獲を進めいくという取り組みはどういうふうにこれまで行ってきたのかという点に関して御説明をいただきたいと思います。

○本川政府参考人 御指摘のとおり、近年、二本ウナギ、シラスウナギの採捕量というものは東アジア全体で低迷しておりまして、国内外での資源管理対策の推進が重要になつてゐる状況でござります。

特に、平成二十四年に、前年の二十二トンのシラスウナギの池入れ量が十六トンに大きく減少しました。それまでは、例えば、平成二十一年二十八・九トン、平成十八年二十九・二トンと、三十トンを少し下回るような水準で増減をしながら推移しておつたんですが、平成二十四年に大きく減少するような事態になつてきましたわけでございます。

こういう状況を踏まえて、二十四年六月には、ウナギの緊急対策というものを決めさせていただきます。その後、平成二十五年の池入れ量がさらに前年を下回つて十二・六トンに減少した、こういった

八

を強化する必要がある、そういう状況が生じてまいりましたので、国際的な資源管理対策として、東アジア地域による資源管理の枠組みの構築に私もとしても主導的に取り組むとともに、国内でも、シラスウナギをとる人、それから親ウナギをとる方、ウナギ養殖業、こういった三位一体で資源管理を行う体制を構築すべく、今努力しているところです。

その見込みも、なかなかわからないところがあると思うんです。わからないところがあると思うんです。されども、先般の調査捕鯨の例に鑑みると、やはり国際的な観点から情報収集をし、日本としても積極的に、どういうふうな国際的な状況になつているのかというのを把握した上でいろいろなことを考えなきゃならぬ。

○大串(博)委員 先ほど来お話をいただきました
ように、これまで、緊急対策から三位一体の対
策等々行われてきたわけですね。それで、なかなか
か漁獲量の減少等々には歯どめがきかなかつたと
いう厳しい現状があつた。
そして、今回、私たゞ聞いているところによれば、
す。

知をしておるわけでござります。

この制度は、国内のウナギ養殖業の実態を詳細に把握して、国際的な資源管理の枠組みが構築された場合に、政府としての責任を果たすために重要な役割を果たすものでありますて、立法化された曉には、所管省庁として適切に対応してまいりたい、こういうふうに思つております。

○大串(博)委員 一年前に緊急対策をとられて、それをだんだんアップグレードされてきて、今では、先ほどおっしゃったように、シラスウナギの採捕、親ウナギの漁業、あるいはウナギ養殖業の方々も含めて、三位一体で適切な資源管理をしながら漁業が進められるという状況をつくってきたということをごぞいなすけれども、それでも漁獲量の減少は非常に厳しいものがあるというのが現状だと思いますね。ですから、事この状況はある意味、非常に深刻に考えなければならない状況です。

だから、先ほどの、ワシントン条約締約国会議に向けての動き、これからよく見ていきたいということでありましたけれども、本当にそれだけではないのか。今どういうふうに、ぎりぎりの情報叢等も含めて、見通しが立てられているのか、この辺に関して教えていただきたいというふうに思っています。

○本川政府参考人　IUCNは、やはり国際的な民間団体でございますので、その行動を左右するということは私どもはできません。

しかしながら、CITESの会議においてそれ

委員長提案ということで内水面漁業の振興に関する法律案というのを提案されて、その中で内水面漁業の振興に関する諸施策が盛り込まれていこうとしている。そして、その中で、指定養殖業の許可あるいは届け出養殖業の届け出、こういった枠組みを入れられて、管理をしっかりと行いながら、国際的にも我が国の取り組みをアピールしていくようにしていこうということなんだというふうに思います。

こういったことが今法律案として掲げられようとしている中で、この指定養殖業の許可あるいは

○大串(博)委員 立法化された暁には適切に対応していくことでしょうけれども、これがもし立法化されたときには、適切に対応していただかないと同時に、先般の調査捕鯨のときにもありますたけれども、やはり相手は国際社会でありますので、日本として、こういうふうな仕組みをつくつてきつちりとやることはもちろん絶対に必要です、きつちりとやつた上で、それを国際社会に理解してもらう、アピールしていく。そして、認識をしつかりしてもらつた上で、ああ、それならばというふうに思つてもらう。この取り組みが極めて重要であります。

そういった中で、国際的な動きに関しても先ほど触れられていきました。国際自然保護連合、IUCNが、あしたにも二ホンウンガを絶滅の危険性が極めて高いという一番上のレッドリストに載せるのではないかという動きが可能性としてある。それはそれで、民間団体の動きでありますけれども、さらには、ワシントン条約における締約国会合が二年後に行われるという予定の中での影響を与える形です。

されたとしても、諸外国、関係国を説得し、そのような指定がなされないような状況に何とか踏みとどまる、そのようなことをやつていかなければいけないと思つております。

数年前に、大西洋クロマグロがレッドリストに掲載されるかどうかといったようなことがC.I.T.E.Sで議論になつたときも、諸外国をいろいろと回り、大西洋クロマグロについての資源管理の仕組み、そういうものを御説明し、何とかそこを回避したという経緯がございます。

○林国務大臣 資源状態が低水準にありますウナギの資源管理を行っていくためには、やはりますますウナギの養殖生産量を把握いたしまして、これをコントロールしていく、これが大変不可欠であると思っておりまして、そのための枠組みが求めら
れています。

弱かつたのかもしれません。この点が非常に大切じゃないかと私は思います。

この点に関して、国際社会に向けてどのようにアピールして、訴えて、理解を得ていくか。しかも、先ほどおっしゃったように、リストに載せるということの提案が行われるとすると、それは来年の夏かもしれないと、極めて時間的に切迫しているわけですね。そういう中で、国際社会の理解を得ていく運動、アピールをどのように行われるつもりなのか、御決意のほどをお聞かせいただ

トにニホンウナギも入る可能性がある、こういうふうに言われていると聞いています。

ただ、これを考えるに、現状が今申し上げたように非常に厳しいこれまでいろいろなことをやつてきたんだけれども、厳しい状況の中でこのような国際環境を迎えて、これは非常に深刻に捉えなきやならないと思うんですね。

先ほど、ワシントン条約締約国会議における貿易込みのところに関してちょっと触れられました。

現実に、今のところ、大西洋の、特に東側の方では資源の回復が見られて、割り当てが増加するといったような状況も生じておりますので、二ホンウナギにつきましても、先ほど来申し上げているような、国際的な資源管理の枠組みを早急に構築し、国内でもきちんと対応する、そういう仕組みをつくり上げて、そういった仕組みがきちんとワーケークするんだといったようなことを諸外国に対しきちんと説明し、理解を求めていく、このよくな形で取り組んでまいりたいと考えております

他方、先ほどとも御議論がありましたが、一〇一六年のワシントン条約国會議に向けて、附属書掲載の提案が早ければ二〇一五年の八月にもなされると可能性があるということで、我が国として速やかに資源管理の枠組みを構築する必要がある、こういうふうに思っております。

○林国務大臣 大変大事な御指摘だと思います。
　ウナギの資源管理に関しては、まず、平成二十二年九月から、ニホンウナギの主要な養殖国・地域であります日本、中国・台湾、この三者で国際的な資源管理についての協議をしておりまして、二十五年九月の第四回協議からは、ここに韓国も参加をしていただいているところであります。
　この国際的な資源管理への取り組みについては、昨年六月それから本年五月、APECの海洋洋

漁業作業部会におきまして、また本年二月のSEADEC、これは東南アジア漁業開発センターでございますが、これの作業部会において、我が国からそれぞれ説明を行つてきているところでございます。

六月九日からローマで開催をされておりますFAOの水産委員会、この開催に合わせて、我が国主催の発表会を開催して、広く我が国から説明を行つてきるところでございます。

今お話のあつた法律案が立法化された暁には、本法案に定められた制度をウナギ養殖業の実態把握等に活用していくこととしておりまして、このことも含めて、引き続き、我が国それから関係国も含めた国際的なウナギ資源管理の取り組み、これをしっかりと国際社会にアピールしていきたいと思っております。

○大串(博)委員 ゼひそこはよろしくお願ひします。それがないと、やはり車輪が欠けた形になると思うんですね。

そして、もう一つ、現在の問題に対する抜本的な解決策となり得るもの一つとして、先ほども話がありましたが、サイクリルとして日本の国内で完全養殖を果たしていく、この技術をつくつていく、これも大変大切な調査研究活動などいうふうに思います。

これまで、先ほど話もありましたように、水産総合研究センター、独立行政法人の中の調査研究事業としていろいろなことが行われてきた。少しずつ成果も出てきています。しかし、先ほど来答弁もありましたように、まだいろいろな広がりを一般実用化していくにはなかなか欠いている状況にある。

そういう中で、今般、二十六年度の予算として、ウナギ種苗の大量生産のシステムを実証実験していくという予算が一億五千万円計上された、ただ、これは、私の目から見ると、まだ非常につましやかな感じもしないでもないなという感じもするんですね。

これまで、基本的には水産総合研究センターの予算の中、あるいはいろいろな予算をとつてきていた。その中で、さらに、今回やつと直

いたと思つております。

○大串(博)委員 ゼひ全力を傾注していただきたいと思います。

これまで、基本的には水産総合研究センターの予算の中、あるいはいろいろな予算をとつてきていた。その中で、さらに、今回やつと直

いました。

やられていた。その中で、さらに、今回やつと直

になりました。二億五千万。何とかこれがうまくいつ

てほしい。これがうまくいけば、大きなブレーク

スルーになり得ると思うんです。

だから、ここに大きな力をかけていくというの

は極めて大切なふうに思いますけれど

も、この点に關する取り組みをゼひお聞かせいた

だきたいと思います。

○林國務大臣 シラスウナギの人工生産につきま

しては、平成二十二年に、今お話のあつた独法で

あります水産総合研究センターが、委託プロジェ

クト研究の成果として、実験室のレベルでの完全

養殖に成功したところでございます。さらに、平

成二十五年には、新たに開発した大型水槽でシラ

スウナギの生産に成功したということでありま

す。

しかしながら、シラスウナギの大量生産を實現

するためには、省力化、省コスト化を図る必要が

あるわけでございまして、そういう意味で、今

おっしゃっていただいた予算を確保いたしまし

て、給餌システムの改良、飼育水の効率的な交換、

こういう実証実験を開始したところでございま

す。

ウナギは、ユネスコ無形文化遺産に登録された

和食の代表的な食材であります。先ほど石田先生

から六千円というお話をございましたけれども、

もうちょっと我々の手の届くところでしっかりと

楽しめるような食材であり続けていかなければ

いけない、こういうふうにも思つております。

我が国の内水面養殖業にとって、養鰐業は重要

な地位を占めておりますので、こういうウナギを

将来にわたつて安定的に供給するために、完全

養殖の研究の成果をもとに、シラスウナギを人工

的に大量生産することが最も重要なことです。

うふうに思つております。完全養殖の実用化に

向けて、可能な限り早期の実現に努力してまいり

ます。

○大串(博)委員 あしたから支払いになる可能性

は極めて高い。

一年間で一億八千万円ぐらいにな

ります。

大臣、私は、開門を確定判決としたときに関与

していました。そのとき、農林水産省からは、最

高裁まで持つていくべきだという意見が強く寄せ

ました。

ただ、これは、私の方から見ると、まだ非常に

つましやかな感じもしないでもないなという感

じもするんですね。

限はきょうでござりますので、きょうまでに高等

裁判所から判断が示される可能性は今のところ低

いんじゃないか。

そして、二ヵ月の猶予の期限が徒過するあすを

迎えます。一日四十九万円の間接強制金の支払い、

これは、お金が目的なのではなくて、開門してほ

しい、開門すべしということのあらわれなんです

ね。

きょう、許可抗告もしくは執行停止の申し立て

が認められない場合、あす以降、一日四十九万円

間接強制金を払われるのか、その場合、一年間で

どれだけの出捐になるのか、お聞かせいただきた

いと思います。

これに對して、通達をもつてして、それ以外の

活動も含めて三十日を計測するという形になつて

おりますけれども、現状これがうまく働いてく

れるかどうかというのを見ていかなきや

ならないと思います。場合によつて、必要であれ

ば水産業協同組合法をえてでも、組合員さんの

利便に沿うような形にしていかなければならぬ

のじやないかというふうに私は思います。

さらには、内水面の管理あるいは育成という観

点からすると、河川に関しては、例えば三面コン

クリートの打ちつけをしたり、あるいは堰をつ

くつたり、ダムをつくつたり、もちろんこういつ

たことも必要ですけれども、こういった事業自体

が内水面の漁業に大きな影響を与えるというのも

やはり否めない事実だと思うんですね。

今回の法律案の中では協議会も提案されていま

すので、環境にも配意しながらこういった事業が

行われるという点にもぜひ配意した上で、今後の

事業を行つていただきたいというふうに申し上げ

ております。

さて、論点を変えまして、諫早湾干拓の問題に

関して議論をさせていただきたいと思います。

四月十一日に、開門せよということに関する問

接強制、これに対する申し立てが認められて、佐

賀地裁で二ヵ月の猶予のうちに間接強制金を払い

なさいという結論が出ました。これに対しても執行

抗告がなされました。それに関しても、

高等裁判所において、執行抗告は認められないと

行停止の申し立てをしていますけれども、その期

間接強制金の額についてお尋ねがございました

けれども、一年間でというお話でございますが、

現時点で間接強制金を支払うこととなつたとい

うわけではないということで、一定期間間接強制金

を支払うということを前提とする御質問にお答え

することは差し控えさせていただきたいと存じま

す。

○大串(博)委員 あしたから支払いになる可能

性は極めて高い。

一年間で一億八千万円ぐらいにな

ります。

大臣、私は、開門を確定判決としたときに関与

していました。そのとき、農林水産省からは、最

高裁まで持つていくべきだという意見が強く寄せ

ました。

ただ、これは、私の方から見ると、まだ非常に

つましやかな感じもしないでもないなという感

じもするんですね。

限はきょうでござりますので、きょうまでに高等

裁判所から判断が示される可能性は今のところ低

いんじゃないか。

そして、二ヵ月の猶予の期限が徒過するあすを

迎えます。一日四十九万円の間接強制金の支払い、

これは、お金が目的なのではなくて、開門してほ

しい、開門すべしということのあらわれなんです

ね。

きょう、許可抗告もしくは執行停止の申し立て

が認められない場合、あす以降、一日四十九万円

間接強制金を払われるのか、その場合、一年間で

どれだけの出捐になるのか、お聞かせいただきた

いと思います。

これに對して、通達をもつてして、それ以外の

活動も含めて三十日を計測するという形になつて

おりますけれども、現状これがうまく働いてく

れるかどうかというのを見ていかなきや

らないと思います。場合によつて、必要であれ

ば水産業協同組合法をえてでも、組合員さんの

利便に沿うような形にしていかなければならぬ

のじやないかというふうに私は思います。

さらには、内水面の管理あるいは育成という観

点からすると、河川に関しては、例えば三面コン

クリートの打ちつけをしたり、あるいは堰をつ

くつたり、ダムをつくつたり、もちろんこういつ

たことも必要ですけれども、こういった事業自体

が内水面の漁業に大きな影響を与えるというのも

やはり否めない事実だと思うんですね。

今回の法律案の中では協議会も提案されていま

すので、環境にも配意しながらこういった事業が

行われるという点にもぜひ配意した上で、今後の

事業を行つていただきたいというふうに申し上げ

ております。

さて、論点を変えまして、諫早湾干拓の問題に

関して議論をさせていただきたいと思います。

四月十一日に、開門せよということに関する問

接強制、これに対する申し立てが認められて、佐

賀地裁で二ヵ月の猶予のうちに間接強制金を払い

なさいという結論が出ました。これに対しても執行

抗告がなされました。それに関しても、

高等裁判所において、執行抗告は認められないと

行停止の申し立てをしていますけれども、その期

間接強制金の額についてお尋ねがございました

けれども、一年間でというお話でございますが、

現時点で間接強制金を支払うこととなつたとい

うわけではないということで、一定期間間接強制金

を支払うということを前提とする御質問にお答え

することは差し控えさせていただきたいと存じま

す。

○大串(博)委員 あしたから支払いになる可能

性は極めて高い。

一年間で一億八千万円ぐらいにな

ります。

大臣、私は、開門を確定判決としたときに関与

していました。そのとき、農林水産省からは、最

高裁まで持つていくべきだという意見が強く寄せ

ました。

ただ、これは、私の方から見ると、まだ非常に

つましやかな感じもしないでもないなという感

じもするんですね。

限はきょうでござりますので、きょうまでに高等

裁判所から判断が示される可能性は今のところ低

いんじゃないか。

そして、二ヵ月の猶予の期限が徒過するあすを

迎えます。一日四十九万円の間接強制金の支払い、

これは、お金が目的なのではなくて、開門してほ

しい、開門すべしということのあらわれなんです

ね。

きょう、許可抗告もしくは執行停止の申し立て

が認められない場合、あす以降、一日四十九万円

間接強制金を払われるのか、その場合、一年間で

どれだけの出捐になるのか、お聞かせいただきた

いと思います。

これに對して、通達をもつてして、それ以外の

活動も含めて三十日を計測するという形になつて

おりますけれども、現状これがうまく働いてく

れるかどうかというのを見ていかなきや

らないと思います。場合によつて、必要であれ

ば水産業協同組合法をえてでも、組合員さんの

利便に沿うような形にしていかなければならぬ

のじやないかというふうに私は思います。

さらには、内水面の管理あるいは育成という観

点からすると、河川に関しては、例えば三面コン

クリートの打ちつけをしたり、あるいは堰をつ

くつたり、ダムをつくつたり、もちろんこういつ

たことも必要ですけれども、こういった事業自体

が内水面の漁業に大きな影響を与えるというのも

やはり否めない事実だと思うんですね。

今回の法律案の中では協議会も提案されていま

すので、環境にも配意しながらこういった事業が

行われるという点にもぜひ配意した上で、今後の

事業を行つていただきたいというふうに申し上げ

ております。

さて、論点を変えまして、諫早湾干拓の問題に

関して議論をさせていただきたいと思います。

四月十一日に、開門せよということに関する問

接強制、これに対する申し立てが認められて、佐

賀地裁で二ヵ月の猶予のうちに間接強制金を払い

なさいという結論が出ました。これに対しても執行

抗告がなされました。それに関しても、

高等裁判所において、執行抗告は認められないと

行停止の申し立てをしていますけれども、その期

間接強制金の額についてお尋ねがございました

けれども、一年間でというお話でございますが、

現時点で間接強制金を支払うこととなつたとい

うわけではないということで、一定期間間接強制金

を支払うということを前提とする御質問にお答え

することは差し控えさせていただきたいと存じま

す。

○大串(博)委員 あしたから支払いになる可能

性は極めて高い。

一年間で一億八千万円ぐらいにな

ります

られていきました。最高裁まで行つて、そこで開門判決となれば、それは長崎の皆さんにも理解が得られやすくなるのではないかということでした。

しかし、当時の政権の判断として、開門を確定判決とする政治的意思決定を行いました。

裁判によつてげたを預けられるのかというと、日本の裁判制度においては、この裁判事例においてはこういう判断が出る、一方で、この利害関係者に関してはこういう判断が出るということはあります。ですから、裁判の結果に頼るう、あるいはげたを預けようという態度は、私は、国としては、既に戦略としては破綻している。当時、農林水産省が、最高裁まで持つていけば、それで結論が得られるんですよという戦略自体、もう既に破綻していると思うんです。

繰り返して申し上げてきましたように、政治判断が必要なんだ。政治判断がないと、この状況は解消しません。政治判断をもつてして理解を得ていくようにしないと、この状況は解決しません。その際には、今この論点に関して確定的な効力を持つのは、対策工事をとつた上で開門せよというふうな判断を述べた確定判決のみ。この確定判決に沿つて政治的な意思決定をして、その道筋をつくっていく以外は、間接強制金を政府が払い続けている。国民の税金に負担を与えるこの行為を回避するすべはないわけあります。

そこで、農業の成長戦略は、この委員会でもさまざまなものでありますけれども、一つ重要な観点で、あえて議論から外れているなと思うのが、一方では、國の内外から、人権団体の方から、もアスパラをつくっている人がいるんですが、外国人の技能研修制度について伺いたいと思います。

農業の成長戦略は、この委員会でもさまざまなものでありますけれども、一つ重要な観点で、あえて議論から外れているなと思うのが、一方では、國の内外から、人権団体の方から、もアスパラをつくっている人がいるんですが、外国人の方がされているんです。この制度は、農業に限らず、技術移転、国際貢献という名目でやつてありますけれども、事实上、特に地方の農業の現場においては、外国人の皆さんの方なくしては成り立たないようなところが出てきているのも事実であります。

そして、今までまん分野で労働力が足りない。特に、日本人が来ても一ヶ月でやめる、三ヵ月でやめる。こういう職種については、人手不足が唯一でありますので、これに沿つて、裁判にげたを預けるのではなくて、政治的意思決定として事を進めてほしいと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○坂本委員長 時間が経過しております。簡潔にお願いします。

○林国務大臣 はい。

福岡高裁判決により、開門義務を負つてているのは事実でございますが、一方で、昨年十一月十二日の開門差し止め仮処分決定により、開門禁止義務も課されておりまして、相反する二つの義務を

負つてゐるわけでございます。

この二つの義務について、法的にどちらが優先するか明らかでないために、司法による判断を経なければ、いずれか一方の立場に立つことができない状況にある、こうしたことではあります。

したがつて、関係訴訟において国としての主張を申し述べるなど、適切に対応していく必要がある、こういうふうに考えております。

○大串(博)委員

司法に頼る態度自体が四十九万円を生んでしまっているということは、ぜひ御認識をいただきたいというふうに思います。

○坂本委員長 次に、玉木雄一郎君。

○玉木委員 民主党の玉木雄一郎です。

二十分質問をさせていただきたいと思います。

まず、ちょっと質問の順番を変えまして、農業における外国人技能研修制度について伺いたいと思います。

野菜などでは三年で、ほかのものは一年のものもありますけれども、例えば積雪寒冷地域、北海道とか長野県、こういうところは、こういう方々を受け入れて、一年のコースですよといつても、

実際、農作業、現場で研修ができるのは、季節の関係で半年未満というところが多いわけですね。

そうすると、その働きがないところもお金払つて一年間雇つわけにいかないので、それではお帰りをいたたくということになつています。

今、制度では同じ人が再入国をして研修を受けることはできないので、事实上、一年のコース

だといつても、半年ぐらいしか研修が受けられない。これは、来られる外国人の方にとつてもメリッ

トがないし、あるいは受け入れる側にとつてもメ

リットがない。双方にとつて私はよくないなと思

うんですね。

そこで、提案なんですが、こういうことが可能

かどうか。半年で帰るある方がいて、もつと研修を受けたい、そういう方については、再入国、再

研修を認めて、通算一年になるまでは同じところ

で研修を受け入れるといったことは、一定のル

ルの中では認めてもいいと思うんですけど

も、こういうことはできませんか。

○奥原政府参考人 外国人の技能実習の問題でござります。

イブ、それがさらに二年延長して三年できるタイプとありますけれども、例えば、同じ農業といつても、野菜あるいはイチゴ、こういったものは三年までできるんですね。でも、米づくりとかは三年できないんです。畜産でいうと、養豚とか養鶏、

つまり豚とか鶏は三年まで研修という形で働く

んですけども、例えば牛の肥育になると、これは三年できかないんですね。酪農ならないというこ

とになつていますけれども。

こういうことを、私は、制度をつくるときにいろいろな経緯があつたんですけども、作物によつて長さが違つたり、畜種によつて違つたりするというのも、そろそろ整理した方がいいんじゃないかなという気もいたしております。

質問は、具体例を申し上げます。

農業の現場の方からいろいろな要請があることは承っております。今先生御指摘がございましたよ

うに、一つの例としては、出入国を繰り返して行

うことなどができない、したがつて農繁期等の期間を

限定しての雇用等、柔軟な活用ができるという

ことでございまして、特に積雪地帯、そういうた

ところではこの制度がなかなか使いづらい、こう

いつた声を聞いているところでございます。

こういった雇用サイドからの要請がござりますが、一方では、國の内外から、人権団体の方から、人権擁護の観点で問題があるのではないかという指摘もいろいろ受けているのも事実でございます。

このため、農林水産省いたしましては、実習生の人権に配慮しながら、現場のニーズにも応えようにしていくことが望ましいというふうに考えておりまして、法務省等関係省庁と連携をしながら、検討を進めさせていただきます。

この結果、昨日、六月の十日でござりますけれども、法務大臣の私的な懇談会であります出入国管理政策懇談会、こういったところで、制度の見直しの方向性についての検討結果が取りまとめられたというふうに承知をしております。この中に、実習期間の延長ですか、対象職種の拡大ですか、そういうことが盛り込まれておりますので、今後、これを踏まえまして、法務省等とよく相談をしていきたいというふうに考えております。

○玉木委員 もちろん、人権侵害のこととか搾取のようなことはあつてはなりませんし、そう

いったことに対する対応をすることは必要で

す。

ただ、私が申し上げているのは、雪が降つたり

なんかして半年しかできないということで、本来、制度を調べますと、一年の研修が受けられるた

法制度が予定している一年がどうでもできないという方については、一時帰国をしていただいて、もう一度同じ季節に、野菜なら野菜、そういうふじたことについての技能研修を行つていただくということは、制度を柔軟に運用すれば、私はできるのではないかなと思うんですね。

そこで、今、奥原局長から言及がありましたけれども、きのう出たんですか、技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果というものがありますけれども、この中に、一時帰国をしていただいてもう一回やつてもらうというようなこと、これは、農業に限らず、少し期間を延ばす場合には、家族と離れ離れになりますから、連れてきちゃいかぬというルールになつていてると思いますので、本人のためにも、一旦帰国をして、もう一度来ていただいだいてやつてもらう、こういったことなんですけれども、今私が質問をした農業に関して、六ヶ月しかできない人にももう一度来てもらつてやつてもらう、こういったことについては、見直しの中にはどういうような形で取り上げられていますか。あるいは、取り上げていませんか。改革の方向性、現在の検討、きのうの報告を踏まえて、少し教えていただければと思います。法務省。

○杵渕政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま御指摘のございました、一度戻った後、再技能実習をするということにつきましては、三年間きちんと技能実習を行つて、さらにより高いレベルの技能が必要だという場合に認めるということが適当ではないかというような御提案をいた

大するということに関しても御提案をいただいたところでございます。

ただいま御指摘のございました、一度戻った後、再技能実習をするということにつきましては、三年間きちんと技能実習を行つて、さらにより高いレベルの技能が必要だという場合に認めるということが適当ではないかというような御提案をいただいているところでございます。

○玉木委員 三年間した人がさらに高いということも私は一つだと思いますが、今申し上げたよう

な冬場の農業において、冬場の実習作業がどうし

てもできなくて、半年間で帰国せざるを得ないよ

うな場合、こういったものについても、一時帰国

した後、通算一年の範囲であれば認めないと

いうことまで否定しているものではございません。

○玉木委員 法律上の組織としてどうこうという

話はありますけれども、例えばこういう役割も

全国農業会議所というのは果たしているんです

ね。

今果たしている、そういう機能、権能も網羅的

に検討した上で果たしてあの改革提案が出てきたのかということについて、ちょっと疑問を感じて

いるので少し確認をさせていただいたんですが、私が議事録を読んだ限りにおいては、外国人技能

研修制度、その試験をつくつてある主体としての

全国農業会議所の機能ということは、一度も議論

がなされていなかつたように私は認識をいたして

おります。

農業の場合は農業技術評価試験という

ものをやつておりますけれども、これは全国農業

会議所がやつているんですね。

今回の規制改革会議の提案の中には、農業委員

会の改革の一環として、この試験をやつています

全国農業会議所を廃止するということが提言され

てます。農業の場合は農業技術評価試験とい

うのをやつておりますけれども、これは全国農業

会議所がやつているんですね。

の見直しも検討されているところでございます

が、今委員がおっしゃったのは、今行われている

制度の適正化に当たっては、不適正な受け入れ

の原因となつていて、制度本来の目的に一致した受け入れになるよう

う制度本邦の目的に一致した受け入れになるよう

○大川政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま御指摘の二点、両者の整合性に関する議論というものは、手段、規制改革会議において行われなかつたものと認識しております。

ただ、今回の意見は、特定の団体に行政代行的業務を行わせることの問題点を指摘したものでございまして、行政が公正なルールを明示しまして、例えば相当の手数料を支払つて行政代行を依頼するということまで否定するという趣旨のものではないことを申し添えておきたいと思います。

○玉木委員 よくわからないんですが、要は、米政策も重要な改革が行われつつあるわけであつて、その中における、例えば全農さんとか農協の果たす役割というのは大事になつてくると思うし、重要だと位置づけられているんだと私は思うんです。

そういう中で、一方で、そういうことはやらせないような記述があるということ、少なくともそういう議論があつた上で、苦渋の決断で一文書しているのかなどといふ、全くそういう議論がないということでありますので、やはり政府における議論といふのは、現時点においては極めて不十分で、言葉は悪いですけれども、薄っぺらいものにすぎないんじゃないのかなというふうに私は思いました。

最後に一点だけ。

日本型直接支払い、この委員会でも何度も議論になりました。今現場でいろいろな説明を、私もしたり、聞いたりしていますけれども、このパンフレットの中に、農林水産省のパンフの二十五ページなんですが、農地維持支払いについて、基本的には農振地域に限定するということなんですが、例外があつて、地方公共団体が多面的機能の

維持の観点から必要と認める農用地も対象と書い

てあるんですね。なので、おつ、これは今まで自分たちは受けられなかつたけれども、受けられるんじやないかといつて期待される方もあるんです

が、この記述が極めて曖昧なのです。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。

きましては、農振農用地区域以外の農用地を対象とする場合に、都道府県知事は、農業生産の継続等を踏まえまして、基本方針において、対象となる農用地の考え方を定めるということとしております。

多面的機能支払いのうち、農地維持支払いについては、農地の有する緑地機能、環境機能に着目して適正な保全が図られる生産緑地法に基づく生産緑地、地方公共団体との契約等によって多面的機能の維持を図る観点から適正な保全が図られている農用地、また、多面的機能の発揮を図るための取り組みを農振農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地といった農用地を交付対象とすることができます。

ですから、これから農林水産省においても、規制改革会議は一つの組織体としての意見でありますから、これを踏まえて、やはり農村の現場、これから農政と矛盾のないような形の組織の見直しといったことをしっかりとやつていただきたい、そのことを申し上げておきたいと思います。

最後に一点だけ。

日本型直接支払い、この委員会でも何度も議論になりました。今現場でいろいろな説明を、私もしたり、聞いたりしていますけれども、このパンフレットの中に、農林水産省のパンフの二十五ページなんですが、農地維持支払いについて、基本的に農振地域に限定するということなんですが、例外があつて、地方公共団体が多面的機能の

に努めてまいりたいと考えております。

○玉木委員 今聞いてもわからないんですね。結局、条例があつたり、法律に基づいていたり、契約が地方公共団体とやつていたりと、事実上極めて限定的ですよね。

私が申し上げたいのは、今まで、全ての販売農家を対象に戸別所得補償の固定払いが出ていたのが、半減する、あるいは五年後になくなりますね。これは、農振地域か否かを問わず出していましたけれども、今度、農地支払い等々は、直接支払いは限られるわけですよ。

そうすると、今までもらつていた人が、中身は違いますけれども、もはくなつて、事实上、農家の所得が下がるということになりますので、農振地域以外でも、水路があつたり、草刈りをしたり、一定の、いいお米をつくつてやつているよう

なところもありますので、そいつたところが柔軟に入るような運用についてはぜひ心がけていたいと思いますし、地方公共団体に対して、今おつしやつたような、わかりやすい事例の提示等、基本方針の策定において参考になる情報を農林水産省としてもしっかり出していただきたい、このことをお願い申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○齋藤(健)委員長代理 次に、鈴木義弘君。

○鈴木(義)委員 日本維新の会、鈴木義弘です。

この通常国会の会期末までで最後の質問になるんじやないかと思います、先週も何か同じことを言つたなと思うんですけれども。

過去に質問したことがあつたかなと思いますけ

れども、食の安全についてお尋ねをしたいと思いまます。

国内の消費需要が減少する中で、海外に農林水産物を輸出して、産業としての活力を取り戻していくことに関しては、誰も異存はないと思っていました。しかし、現在、海外から私たちの食卓に大量的の輸入農産物が並んでいるのは御案内のとおりであります。輸入農産物の日本の対応はもともと甘く、ポストハーベスト農薬を見逃しているうちに、年を追うごとに農産物の輸入が増加し、問題が大きくなり過ぎて、違反を違反として摘発する事ができなくなつたというふうに言われているところもあります。

ことしの三月二十八日付で、厚生労働省医薬食品局から各検疫所長宛てに、食品衛生法第二十六条第三項に基づく検査命令の実施についての通達を出しました。今お配りさせていただいている、もう目を通されている方が大半だと思うんですけど、この代表的なものを例示させてもらいたいと思います。

全輸出国、これは日本に入つてくる相手先の国のことと言つているんですけど、フケは、有毒フグが混入しているおそれがあるためというのがただし書きで書いてあるんです。すじこは、亜硝酸根が検出されるおそれがあるため、落花生、ピスタチオナッツ、ブラジルナッツ、ジャイアントコーン、アーモンド、ケルミ、チリペッパー、乾燥イチジクは、アフラトキシンが付着または含んでいます。

日本では、イタリアは、非加熱食肉製品、ナチュラルチーズ等、インドでは、養殖エビやツウガラシ、紅茶等。韓国は、豚肉、活蠣、養殖ヒラメ、アカガレイ、タイラガレイなどが列記されています。

インターネットでとつたので、本来はすごい量のデータになつていてるんですね。これが異例な措置なのか、通常の措置なのか、お尋ねしたいと思います。

また、食品衛生法違反が、ホームページで検査結果が公開されていますが、検査不適合の地域や企業は、同じ地域なのか、同じ企業なのか。また、措置状況の中、廃棄、積み戻し等を指示してあるんですけども、その後の処理の状況を確認しているのか、していないのか、そこまでは明示されていません。

きょうはお配りしていないんですけども、これも厚生労働省のホームページを引つ張り出しま

すと、たしか二十六年度の六月分と書いてある。これは毎月毎月出でているんですけども、それにづいて、まずお尋ねをしたいと思います。

〔齋藤(健)委員長代理退席、委員長着席〕
○新村政府参考人　お答え申し上げます。

検査などにおきまして食品衛生法違反が複数回判明するなど、輸入食品が、今後、法違反となる可能性が高い場合に、輸入者に対しまして、輸入の都度検査を行うよう、厚生労働大臣が検査の実施を命ぜるものでござります。

御指摘のリストにつきましては、検査命令の対象を一覧にしたものとして、厚生労働省から各検疫所長宛て通知しているものでございまして、検査命令の対象となれば、このリストに追加されるということになります。

一方、検査命令が解除された場合にはそのリストから削除されるということになりますが、その要件は三つございまして、そのいずれかに該当することになります。一つは、輸出国政府により原因究明や再発防止策などが講じられ、その有効性が確認されている場合、二つ目は、二年間新たな違反事例がない場合、三つ目は、一年間新たな違反事例がなく、かつ検査命令の検査件数が三百件以上にわたるものとなつております。

また、違反の傾向につきましては、その年の各
国の自然状況ですとか、あるいは検査対象品目につ
ける違反原因の改善状況などによりまして変動す
るため、なかなか一概には申し上げられないところ
がございます。

一方、違反原因といたしましては、アフラトキ
シンなどのカビ毒、また残留動物用医薬品、そし
て残留農薬、こういったものが多くなつております

検査命令の結果、違反となつた貨物につきましては、検疫所の指示に基づきまして、輸入者が積み戻しまたは廃棄の措置を講じております。その報告をきちっと受けているということでござります。

○鈴木(義)委員 人間がちょっとしつこいので、もう一回確認したいんですけども、これは異例な措置なのかどうかということですね。

それと、あと、措置の状況で廃棄、積み戻し等の指示があるのはわかるんです。それがされたかどうかの確認をしていくかということです。

○新村政府参考人 食品衛生法に基づきまして検疫所がモニタリング検査などを行っておりますけれども、それで複数回の違反が出た場合など、違反の蓋然性が高いような場合に、検査命令を出して、輸入者がきちんと輸入の都度検査をすべきと

いうことが法律に定められておりまして、これは法律にのつとった手続でございますので、検査命令に至る場合が、一定の法的な手続に基づいて行われているということをごぞいます。通常の手続に従つて行われているという意味では通例の手続

でござりますが、全てが検査命令に移行してい
るというわけではないという意味では例外的な措置
ということとも言えるかと思います。

れるわけでござります。その結果につきましては文書を提出させておりますので、それによつて一件一件確認しているとござつてござります。

きたいんですけど、参考の欄のところに、自主検査、モニタリング検査、行政検査と三つぐらい
いに分かれているんですね。行政検査というのには
検疫所の方でやっているんだと思うんですけど、
も、自主検査だとモニタリング検査というのには
相手方が自発的にやっているのかどうか、そこだけ
ちょっと確認したいんです。

モニタリング検査と申しますのは、検疫所において、輸入食品の監視指導計画という年間の計画に基づいて、一定の統計学的な計算に基づきまして抽出をしてモニタリング検査をする、そういう検査でございます。

一方、自主検査と申しますのは、規格基準に合つ

ているかどうかというようなことについて、検疫所が輸入者を指導しまして、自主的に検査をしながらという指導に基づく検査でございます。

また、行政検査も指導に基づくものでございま
すが、特にその事業者からの輸入食品が初回であ
るような場合には、必ず検査をするように指導し

ている、そういうのものでございます。
○鈴木(義)委員 横浜の税關というより検疫所の
ホームページで見せてもらつたんですけども、
農林水産省の検査体制と共同してやつてあるとい
うがあるんだと思います。

この六月分の指導、措置状況の中にも、小麦、インゲンマメ、これもアメリカから来ていて、カビが生えたため、原因は水漏れとなっているんですね。その中で、全量保管で、廃棄、積み戻しを指示していま

て、小麦だって袋に入っているんじゃないんだと思うんですよ。船いっぱい小麦が入っているんだと思うんですね。これは水漏れだといって、カビが生えてくるからというような原因で廃棄処分命令をしたときに、きっちとそれが処理されている

のかということですね。

○小林政府参考人 植物検疫について御説明を申し上げます。

植物検疫につきましては、農林水産省が担当しておりますと、病害虫の侵入を防止するために実施しております。同じく、不適格の状況とその措置をお尋ねしたいと思います。

いう状況なのか、そういうふたものはホームページで公開しているのかどうかも含めて。

現在の体制ですが、植物防疫所における植物防疫官というのがおりまして、全国で八百八十九名。検査を実施した件数は、平成二十五年におきまして、百二万二千百七十六件の輸入検査を実施しております。

具体的に言いますと、例えば、コンテナがありますと、そのコンテナをあけて、その中から検品をするという形になります。その中で、病害虫が

くつづいていたということで不合格になつたのが七万四千六百九十五件という形になつております。こういった情報はホームページで公表をして

さらには、こういった不合格になつたものにつきましては、発見された病害虫によつて異なりますが、消毒を行う、あるいは廃棄をする、こういった措置を講じない限りは日本国内には入つてこな

いと、いうことだございまして、日本国内といふか、むしろ港の外に出でこないといふことでございますけれども、それについてはしっかりと事後措置も確認をしております。

○鈴木(義委員) 厚生労働省の方で、ちょっとと答弁をお願いします。

○新村政府参考人 先ほどの、小麦が水漏れでアラフタキシンが検出されるというような場合の措置でござりますけれども、これは船などで大量に置

小麦が運ばれてくるといった場合に、それを目撃され
でチェックいたしまして、水漏れがあるというよう
うなところ、そこにカビが生えているかどうかを
確認いたしまして、その部分は廃棄をさせるとい

うことでございまして、非常に大量にあるものの全くではないということになりますけれども、その汚れているような部分についてはきちんと廢棄させるという措置をしております。

例えば、これから梅雨が明けると暑い夏が来ます。気候的にはイチゴが国内ではなかなかこれづらい一部ではやつてているところもあるんでしょうけれども。これも税関のホームページで見たんですけど、今、日本に入ってきたイチゴたちは、年間三千四百四十七トン輸入されているんですね。

すね。このうちの検査体制はどのぐらいなのかと
いったときに、平成二十四年度、アメリカの輸入
量で千三百二十トン、中国で七百九十三トン、フラン
スで五百三十六トン輸入されていて、横浜港か
ら荷揚げされているのが全国のうちの二六%を
扱っていますというのがお知らせされているんで
す。

飛行機でなくして、長い船旅をして日本にイチゴ
が入ってくるのですから、色や味、見た目を保
つためにいろいろな方法で鮮度を保っているんだ
と思うんです。その一つにポストハーベスト、過
去にも話題になつたと思うんです。

現在、国内で規制されている農薬は何種類ぐら
いあつて、アメリカや中国で収穫後のイチゴに使
用を許可している農薬は何種類あるのか、お尋ね
します。

また、この農薬は、日本で規制されている農薬
と、収穫後に使用している農薬と同じものが規制
されているのか、お尋ねしたいと思います。

○小林政府参考人 イチゴについて、国内及び海
外での農薬の規制についてお尋ねでございますの
で、御説明させていただきます。

まず、国内でイチゴに使用できる農薬の種類、
これは有効成分数でカウントいたしますと、二百
十七ございます。このうち、国内で収穫後に使用
できる農薬といふのもございまして、一つは青酸、
もう一つは臭化メチル、この二成分でござります。

農林水産省におきましては、国内において使用
する農薬については、効果と安全性を審査して登
録をして、その適正な使用を指導しているという
ことになつておりますが、海外で使われる農薬に
ついては、残留農薬基準の方でチェックされる
という形になつておりますので、海外での農薬の
登録、使用実態についての情報は、私どもではつ
ぶさには承知をしておりません。

しかし、このように網羅的には把握しております

せんが、例えばということで申し上げますと、今、
我が国では、収穫後に、イチゴについては青酸と
臭化メチルが利用できるというふうに申し上げま
したが、アメリカでは、臭化メチルの使用は認められていな
いというふうに聞いておりまして、イチゴについ
ては、現時点で承知している範囲では、
アメリカでは臭化メチルのみかと思います。

以上でございます。

○鈴木(義)委員 今御説明いただいているんです
けれども、アメリカと日本、中国もちょっと確認
をしたいんです。なぜかというと、アメリカから
イチゴがたくさん入ってきた時代もあつたんです。
けれども、今、中国産がやはり一番目なんですね。
今例を挙げましたように、フランスがその次、
これで三千四百四十七トン、日本に入つてきてい
るんです。

ですから、アメリカばかりじゃなくて、中国だ
とかフランスとかで使っている農薬、生産する途
中なのかな、収穫後、日本に船旅に来るときにか
けている農薬があるんだと思うんですけども、
そのところを教えてもらいたいと思います。

○小林政府参考人 先ほども御説明申し上げまし
たように、中国での農薬、しかも日本の国内に入つ
てこないという前提での農薬の使用実態について
は、私どもでは捕捉しておりませんが、残留農薬基
準という基準がありますので、その基準にひつか
かるものは、もちろん、私どもといいますよりも、
厚労省の方でチェックをして排除しておられます
ので、国内に入つてくるものについては、国内の

個々の作物ごとに残留基準値を設定いたします。

○新村政府参考人 お答え申し上げます。
残留農薬の基準値につきましては、個々の農薬
ごとに、その安全性については、食品安全委員会
の評価を受けた上で、安全であるという範囲内で、
個々の作物ごとに残留基準値を設定いたします。

国内で農薬としての申請があるものにつきまして
は、農林水産省を通じてデータを提出いたします
して、そのデータに基づきまして基本的には基準
値を設定いたしますし、海外で使用実態があると
いうことで、海外からの申請のあるものにつきま
しても、海外からのデータに基づきまして基準値
を設定して、作物ごとに基準値の一覧表があると
いうことでござります。

したがって、使用実態があるものにつきまして
は、設定された基準値以内であれば、輸入検査を
通過するということになりますが、それ以外の農
薬を万一把つたというような場合には、一律基準
というのがございまして、〇・〇一ppmという
非常に低い値、これは、世界的に見ても、このレ
ベルであれば、人間への健康影響は考えられない
という、その基準でございまして、万一想定され
ないものが使われた場合にも、それでモニタリン
生労働省もおられますので御説明いただいた方が
いいかもしれませんということでですので、日本國
内でも認められる、海外でも認められるという両
方に、内外無差別で設定されているというふうに
考えております。

○鈴木(義)委員 だから、しつこいんですけれど
も、アメリカでは認められていて日本では認めら
れていませんもので、先ほど、ちょっと品名は忘
れてしまつたんですけども、日本では二種類ある
けれども、アメリカでは一種類、それを使つてい
るんじゃないかといふんですけれども、それ以外
の農薬を、収穫後にアメリカが、色あせをしない
とか品質を保持するために使つた農薬で、日本に
入つてきて、同じように検査していると思うん
ですけれども、全体で、問題なしというふうに言
ふたのが、私が知る限りでは、大体九九%ぐら
い。それを超えるぐらいの農産物に関しては、オ
ケですよといふうに言つてゐるんです。
しつこく質問して申しわけないんですけども、
も、アメリカで使用が認められていて日本で使用
が認められていないものでも、〇・〇一ppm以
下だったら、そこで線を切るんですけど、といふこと
でよろしいんでしようか。それは、イチゴ以外の
農産物が入つてきて、同じですか。

○新村政府参考人 お答え申し上げます。
残留基準値の設定の考え方は、先ほども申し上
げたとおりでございまして、これはイチゴであれ、
ほかの作物であれ、共通でござりますので、日本
側として、国内あるいは海外での使用があり、そ
の申請に基づき、データとともに、専門家のチェック
を受けて設定された基準値以内であれば、それ
は認められますし、想定外の使い方をされたとい
うような場合で、作物で、本来の基準値が設定さ
れていないようなものにつきましては、これは
〇・〇一ppmを超えるものは違反といふことに
なりますので、イチゴに限つた話ではございません
。

過去のデータによれば、日本市場の小麦粉や小
麦粉製品には、残留農薬がかなりの頻度で検出さ
れている事例もあつたんだと思います。その中で
も、マラチオン、フェニトロチオン、スミチオン
というのは、私も小さいころ、薬まきと一緒に、

祖父の手伝いをしたときに使ったのを覚えているんですけれども、有機磷酸系の殺虫剤が集中しているというは、いろいろなデータを見てもわかるんです。

その殺虫剤の中には、発がん性があるとか、催奇性があるとか、変異原性というんですか、あと生殖毒性とかといふうに、俗に言う生殖ホルモンに作用するようなものだというふうに言われているんだと思います。

それと同じような、環境ホルモンに作用するような物質が殺虫剤として使われているんですけれども、ポストハーベストの農薬として使用されるマラチオンは、残留農薬の残留基準では、小麦で八ppm。これが、一九九一年以前では残留基準が設定されていなかつたと聞いています。この八ppmという基準が、輸出国であるアメリカ、カナダ、オーストラリアと同じ基準だと。今はその基準でやつていてるんだと思うんですけども、日本の安全基準が、逆に貿易障壁だとか、農薬の残留基準の緩和をというふうにアメリカが強い要求を日本に突きつけてきて、その基準になつたと聞いております。

る上で大変重要なことだ、こういうふうに思つております。

○鈴木(義)委員 これは通告には書いていないんですけれども、例えは、日本では成長ホルモン剤を認めていないんですね。エストロゲン、発がん性との関係が疑われているために、日本国内では使用が禁止されているホルモン剤に対して、それを使った食肉の輸入を認めているんですね。これはダブルスタンダードじゃないかというふうに言われるんです。

日本では使わないので、おきながら、それを今海外展開して、大臣がお答えになられたように、安全なものなんだ、そういうたのを一つのブランド化して売つていきましたとおきながら、海外から入つてくるものは、成長ホルモンだとか生殖ホルモンを投与された豚肉だとか鳥肉だとか牛肉を私たちが食べるというのは、やはりおかしいんじゃないかと思うんですね。

○小林政府参考人 今お尋ねなのは、動物、特に牛などに、海外で成長ホルモンなどを使つて大きくなっている場合があるということを前提に、それが輸入品で入つてきているのではないか、また國內ではそういうものは使つていないじゃないか

といふ御指摘であろうと思います。

それで、実は国内でも、そういう薬剤の申請があれば、手続をして合格になれば使用は可能ですが、現在のところ、そういう成長ホルモンを使いたいという農家の希望がないもので、そういう薬剤の申請がないというものが現在の実情でございます。

○鈴木(義)委員 私がお尋ねしたのは、そうじやなくて、大臣が御答弁された中で、日本は、安全安心を一つのブランド化して海外展開するときに、日本のつくり方だとか日本の種とかそういうものが安全なんだというのを一つのブランドとして売つていくんだと言うから、それはいいことなんだと私も思うんです。でも、私たちの口に入れることは、申請がないから認めていないだけで、

どうぞ、どんどん成長ホルモンをと。

何か、これはきちっとしたデータがないから、昔聞いた話だから何とも言えませんけれども、一九五〇年代ぐらいに、鳥に成長ホルモンをいっぱい入れたものを食べたら、子供が思春期を早く迎えたという事例があつたという話。それ以降、成長ホルモンを、鳥だたと思うんですが、それには与えなかつた。では、それは損害賠償だとそまでにならない、うやむやのうちに終わつてしまつて、その薬品は使わなくなつたんだと。だつたら、日本はそういうものを使わないので海外展開していくてブランド化していくというのであれば、やはり納得できるんじゃないかと思うんです。

国内で使わないんだから、海外からも入つてくるものは入れませんよというぐらいのものをしないと、日本も一部ヨーロッパと近いような感覚のところもあるし、やはりヨーロッパの中で食にかかるものと、いうのは、予防原則というのが一つあるというふうに話を聞くんです。わからないものは入れない、食べない。日本もEUとの交渉をしていく中で、必ず向こうはそれを一つの条件につけてくるんだと思うんですね。

それであれば、日本の農産物、農林水産物といふのは安全なんだということであれば、それをやはりブランド化して推し進めていった方がいいんじゃないかと思うんですけれども、その点をもう一度お尋ねしたいと思います。

○林国務大臣 先ほど申し上げましたように、S P S協定というのがござります。国際基準や科学的知見を踏まえた上でこれまで対応していくべきことは、先ほど局長から答弁いたしましたように、国内でも、それは禁止をされているというふうであります。しかし、申請がされば使っていいというふうに思つてます。この中で、先ほど委員が挙げられた事例は詳細に承知しておりませんが、やはり、そういう国際基準、科学的知見を踏まえた今の仕組みになつていております。

我が国の安全、安心というブランドがある、こう

いうことであらうかと思つておりますので、もし問題があるようなことであれば、科学的知見を踏まえて、またそれなりの対応をしなきやいかぬ。

厚生労働省とも連携しながら、食の安全が損なわるということであれば、しっかりと対応する。

要は、基準をきちっと守りながら、食の安全、安心ブランドというものをきちっと今度は輸出

できないかというふうに思つております。

○鈴木(義)委員 イチゴの話に戻らせてもらいましたが、やはりヨーロッパの中でも食にかかるものと、いうのは、予防原則というのが一つあるといふふうに思つております。

とにかく、それが第一でございますが、その

中で、例えば有機農業のように、こういうつくり方をしておりますということを前面に出してブランド化する、これは一つの行き方としてある、こ

ういうふうに思つておりますので、そういうこと

もいろいろ工夫をしながら、展開を図つていく必

要がある。こういうふうに思つております。

○鈴木(義)委員 ありがとうございました。終わ

ります。

○坂本委員長 次に、林田紀君。

○林(宙)委員 結いの党的林宙紀でござります。

きょうは、通告していただいた内容が前半と後半に分かれているんですけども、済みません、先に後半の通告内容からお伺いをさせていただきます。

○鈴木(義)委員 ありがとうございます。

資料を用意させていただいておりまして、表が

強い農業づくり交付金、裏が先日審議をさせていた特定農産加工業法、その特定農産加工の方からお伺いをしたいなと思っております。

○林国務大臣 先日採決をさせていただいた、私たちも、その

趣旨、内容等々には賛同するということで、賛成させていただきました。きょうは、この特定農産加工についてのデータはあくまで一つの例という

ことで取り上げさせていただき、先にデータの扱いがどうなつてているのかということをお伺いさせていただきたいと思います。この間の質疑で

させていただきました。きょうは、この特定農産加工についてのデータはあくまで一つの例とい

うことであります。

○坂本委員長 林大臣、時間が経過しております。

○林国務大臣 まさに、先ほど申し上げたよう

に、食の安全、これが第一でございますが、その

中で、例えは有機農業のように、こういうつくり

方をしておりますということを前面に出してブラン

ド化する、これは一つの行き方としてある、こ

ういうふうに思つておりますので、そういうこと

もいろいろ工夫をしながら、展開を図つていく必

要がある。こういうふうに思つております。

○鈴木(義)委員 ありがとうございます。

資料を用意させていただいておりまして、表が

強い農業づくり交付金、裏が先日審議をさせていた特定農産加工業法、その特定農産加工の方からお伺いをしたいなと思っております。

○林国務大臣 先日採決をさせていただいた、私たちも、その

趣旨、内容等々には賛同するということで、賛成

させていただきました。きょうは、この特定農産

加工についてのデータはあくまで一つの例とい

うことであります。

○坂本委員長 林大臣、時間が経過しております。

○林国務大臣 まさに、先ほど申し上げたよう

に、食の安全、これが第一でございますが、その

中で、例えは有機農業のように、こういうつくり

方をしておりますということを前面に出してブラン

ド化する、これは一つの行き方としてある、こ

ういうふうに思つておりますので、そういうこと

もいろいろ工夫をしながら、展開を図つていく必

要がある。こういうふうに思つております。

○鈴木(義)委員 ありがとうございます。

資料を用意させていただいておりまして、表が

強い農業づくり交付金、裏が先日審議をさせていた特定農産加工業法、その特定農産加工の方からお伺いをしたいなと思っております。

○林国務大臣 先日採決をさせていただいた、私たちも、その

趣旨、内容等々には賛同するということで、賛成

させていただきました。きょうは、この特定農産

加工についてのデータはあくまで一つの例とい

うことであります。

○坂本委員長 林大臣、時間が経過しております。

○林国務大臣 まさに、先ほど申し上げたよう

に、食の安全、これが第一でございますが、その

中で、例えは有機農業のように、こういうつくり

方をしておりますということを前面に出してブラン

ド化する、これは一つの行き方としてある、こ

ういうふうに思つておりますので、そういうこと

もいろいろ工夫をしながら、展開を図つていく必

要がある。こういうふうに思つております。

○鈴木(義)委員 ありがとうございます。

資料を用意させていただいておりまして、表が

強い農業づくり交付金、裏が先日審議をさせていた特定農産加工業法、その特定農産加工の方からお伺いをしたいなと思っております。

○林国務大臣 先日採決をさせていただいた、私たちも、その

趣旨、内容等々には賛同するということで、賛成

させていただきました。きょうは、この特定農産

加工についてのデータはあくまで一つの例とい

うことであります。

○坂本委員長 林大臣、時間が経過しております。

○林国務大臣 まさに、先ほど申し上げたよう

に、食の安全、これが第一でございますが、その

中で、例えは有機農業のように、こういうつくり

方をしておりますということを前面に出してブラン

ド化する、これは一つの行き方としてある、こ

ういうふうに思つておりますので、そういうこと

もいろいろ工夫をしながら、展開を図つていく必

要がある。こういうふうに思つております。

○鈴木(義)委員 ありがとうございます。

資料を用意させていただいておりまして、表が

強い農業づくり交付金、裏が先日審議をさせていた特定農産加工業法、その特定農産加工の方からお伺いをしたいなと思っております。

○林国務大臣 先日採決をさせていただいた、私たちも、その

趣旨、内容等々には賛同するということで、賛成

させていただきました。きょうは、この特定農産

加工についてのデータはあくまで一つの例とい

うことであります。

○坂本委員長 林大臣、時間が経過しております。

○林国務大臣 まさに、先ほど申し上げたよう

に、食の安全、これが第一でございますが、その

中で、例えは有機農業のように、こういうつくり

方をしておりますということを前面に出してブラン

ド化する、これは一つの行き方としてある、こ

ういうふうに思つておりますので、そういうこと

もいろいろ工夫をしながら、展開を図つていく必

要がある。こういうふうに思つております。

○鈴木(義)委員 ありがとうございます。

資料を用意させていただいておりまして、表が

強い農業づくり交付金、裏が先日審議をさせていた特定農産加工業法、その特定農産加工の方からお伺いをしたいなと思っております。

○林国務大臣 先日採決をさせていただいた、私たちも、その

趣旨、内容等々には賛同するということで、賛成

させていただきました。きょうは、この特定農産

加工についてのデータはあくまで一つの例とい

うことであります。

○坂本委員長 林大臣、時間が経過しております。

○林国務大臣 まさに、先ほど申し上げたよう

に、食の安全、これが第一でございますが、その

中で、例えは有機農業のように、こういうつくり

方をしておりますということを前面に出してブラン

ド化する、これは一つの行き方としてある、こ

ういうふうに思つておりますので、そういうこと

もいろいろ工夫をしながら、展開を図つていく必

要がある。こういうふうに思つております。

○鈴木(義)委員 ありがとうございます。

資料を用意させていただいておりまして、表が

強い農業づくり交付金、裏が先日審議をさせていた特定農産加工業法、その特定農産加工の方からお伺いをしたいなと思っております。

○林国務大臣 先日採決をさせていただいた、私たちも、その

趣旨、内容等々には賛同するということで、賛成

させていただきました。きょうは、この特定農産

加工についてのデータはあくまで一つの例とい

うことであります。

○坂本委員長 林大臣、時間が経過しております。

○林国務大臣 まさに、先ほど申し上げたよう

に、食の安全、これが第一でございますが、その

中で、例えは有機農業のように、こういうつくり

方をしておりますということを前面に出してブラン

ド化する、これは一つの行き方としてある、こ

ういうふうに思つておりますので、そういうこと

もいろいろ工夫をしながら、展開を図つていく必

要がある。こういうふうに思つております。

○鈴木(義)委員 ありがとうございます。

資料を用意させていただいておりまして、表が

強い農業づくり交付金、裏が先日審議をさせていた特定農産加工業法、その特定農産加工の方からお伺いをしたいなと思っております。

○林国務大臣 先日採決をさせていただいた、私たちも、その

趣旨、内容等々には賛同するということで、賛成

させていただきました。きょうは、この特定農産

加工についてのデータはあくまで一つの例とい

うことであります。

○坂本委員長 林大臣、時間が経過しております。

○林国務大臣 まさに、先ほど申し上げたよう

に、食の安全、これが第一でございますが、その

中で、例えは有機農業のように、こういうつくり

方をしておりますということを前面に出してブラン

ド化する、これは一つの行き方としてある、こ

ういうふうに思つておりますので、そういうこと

もいろいろ工夫をしながら、展開を図つていく必

要がある。こういうふうに思つております。

○鈴木(義)委員 ありがとうございます。

資料を用意させていただいておりまして、表が

強い農業づくり交付金、裏が先日審議をさせていた特定農産加工業法、その特定農産加工の方からお伺いをしたいなと思っております。

○林国務大臣 先日採決をさせていただいた、私たちも、その

趣旨、内容等々には賛同するということで、賛成

させていただきました。きょうは、この特定農産

加工についてのデータはあくまで一つの例とい

うことであります。

○坂本委員長 林大臣、時間が経過しております。

○林国務大臣 まさに、先ほど申し上げたよう

に、食の安全、これが第一でございますが、その

中で、例えは有機農業のように、こういうつくり

方をしておりますということを前面に出してブラン

ド化する、これは一つの行き方としてある、こ

ういうふうに思つておりますので、そういうこと

もいろいろ工夫をしながら、展開を図つていく必

要がある。こういうふうに思つております。

○鈴木(義)委員 ありがとうございます。

資料を用意させていただいておりまして、表が

強い農業づくり交付金、裏が先日審議をさせていた特定農産加工業法、その特定農産加工の方からお伺いをしたいなと思っております。

○林国務大臣 先日採決をさせていただいた、私たちも、その

趣旨、内容等々には賛同するということで、賛成

させていただきました。きょうは、この特定農産

加工についてのデータはあくまで一つの例とい

うことであります。

○坂本委員長 林大臣、時間が経過しております。

○林国務大臣 まさに、先ほど申し上げたよう

に、食の安全、これが第一でございますが、その

中で、例えは有機農業のように、こういうつくり

方をしておりますということを前面に出してブラン

ド化する、これは一つの行き方としてある、こ

ういうふうに思つておりますので、そういうこと

もいろいろ工夫をしながら、展開を図つていく必

要がある。こういうふうに思つております。

○鈴木(義)委員 ありがとうございます。

資料を用意させていただいておりまして、表が

強い農業づくり交付金、裏が先日審議をさせていた特定農産加工業法、その特定農産加工の方からお伺いをしたいなと思っております。

○林国務大臣 先日採決をさせていただいた、私たちも、その

趣旨、内容等々には賛同するということで、賛成

させていただきました。きょうは、この特定農産

加工についてのデータはあくまで一つの例とい

うことであります。

○坂本委員長 林大臣、時間が経過しております。

○林国務大臣 まさに、先ほど申し上げたよう

に、食の安全、これが第一でございますが、その

中で、例えは有機農業のように、こういうつくり

方をしておりますということを前面に出してブラン

ド化する、これは一つの行き方としてある、こ

に売上高や経常利益、従業員数などが変わったでしょうか、そういう表なわけです。

これをごらんいただくと、先日私も触れました
が、売上高は四・五%増加、経常利益についても
三三%増加、こんな形になつてゐるわけですね。
この表を見ると、なかなかいい効果を發揮した
など。当然、農水省さんの資料にも、これは効果
があった、改善効果があつたということが認めら
れるというような形で書いてございましたので
私も、これを見る限り、うん、なるほど、これは
なかなかいい事業なんだな、そのように判断いた
したところもございます。

ところが、これは、先日ちょっと触れましたが、三十九事業者を一括して、その数字の総和で見比べておられますので、では、個々の企業がどうだったのか。具体的に言うと、例えば、三十九事業者のうち一握り、数社だけ物すごく売り上げが伸びているとか物すごく利益が伸びているということ、一方で、ほかの大多数が実は売り上げや利益が減っているんですよというようなことも考えられるんじゃないですかということを疑問に思つたので、法案の採決をした後に、これはどうだつたんでしようねということで、データをいただいたいいうところでござります。それが下の表ということになりますね。

これは、ごらんいただくと、私が思つていた縣念というのが出ているじゃないかということになつてしまふわけです。

一番上の「全体」というところを「らんいたな」といふと、この三十九事業者のうち、確かに売上高は二十六事業者で増加している。これは上段が増加した事業者の数で、下の段が減少した事業者の数です。売上高は、三分の一がふえていて、三分の一が減っている。三分の一が減っているといふのも結構大きい数字なんじやないかなと私は思いますが、それは置いておいて、その隣ですよ、間題は、経常利益、これが減っている事業者の方が多いんですね。二十三事業者で減っている。

やる場合には、売上高も大事なんですねけれども、経常利益が上がったんですか、ここが物すごく大事なことであって、これを見ると、基本的に大多数と言つては変かもしませんが、半数以上の事業者については利益が減つているということはむしろ費用がふえたんじゃないですかということが言えてしまうわけです。そういうことですよね、売上高自体は伸びている事業者が多い、一方で利益は減つっている事業者が多いということは「コストがふえたんじゃないですか。これは経営改善と言えるんでしようかという疑問になつてきてますわけです。

ということです、ます最初にお伺いしたいのは、経常利益が下がっている事業者が多いということの要因、下がった要因ということ。それから、もし可能であれば、これをもつとして、特定農産加工に関する全体の事業自体が本当に効果的ななんですか、そう言える根拠は何ですかといふところを教えていただきたいと思います。

○小里大臣政務官 御指摘のとおりであります。データで、全体として見ますと、経常利益も従業員数も国産農産物の取扱量にしましても三割前後ふえておりますが、個別の事業者数で見ると、経常利益が減少した事業者の方が多いということです。

これにつきましては、このデータの平成十九年以降の五年間を見ますときに、特に輸入競合品との競争が厳しい中で、例えば食品の企業物価指數

あるいは消費者物価指数に見られますように、原材料が高騰する一方で、製品価格を十分に上げられず、利益が出しにくい状況があつた、これは客観的なデータとして存在をいたします。また、特定農産加工法に基づいて設備投資をしますと、その減価償却費が負担となつた、そういうことも考慮されるわけであります。

新商品の開発、新技術の導入など、経営基盤の強化を図る上で、本法が経営改善の促進に役立つておるな、そのように考えるところであります。○林(宙)委員 そうやつて細かい理由を聞けば私も、なるほど、今政務官がおっしゃったような要因があつたんだなということが初めてわかつたわけです。ここまで説明されませんでしたからね、法案のときには、今政務官がおっしゃつたことは本当に、要因としてはそのとおりだろうというふうに思います。

したが、要は、これをやることによつて、例えはどんと売り上げが伸びるとか、どんと改善が見られるということよりも、とりあえず踏みとどまるという効果ももちろん大事なんだということをどこかでたしかおっしゃついていたと思うんです。なので、そういう意味では、まあいいのかなどいうふうに思つんですが、ただ一方で、やはりそういうふた理由はさまざまあると思いますけれども、そうなると、今後、仮に国際環境が大分今よりも悪くなつてくるような傾向があつたときに、厳しくなつてくるようなことがあつたときに、では、これまでと同じやり方でいいんだろうかとか、そういう政策判断がだんだん必要になつてくると思うんです。

今回のように、この法案をぜひ通してくださといふ形で説明を受けるときには、最初に示したよ

うなこういう表だけでは、全体はわかりませんけれども、細かいところで何が起こっているかというのにはやはりわからないと私は思うんですよ。それでは判断をするということが果たして妥当なのかどうか、いうところは改めて問い合わせたいなと思います。実は、今回も、このデータをいただくのに私は相当苦労しました。

ださいと言つたんですけれども、ダメだつた。これは、気持ちはわかります。情報保護の観

とかいろいろあると思うので、個別の企業名などを出して一個一個提供するというのは難しいだう。では、企業の名前は伏せていいですよ、けれども、データだけ見せてもらえませんか。されもだめだと言わされました。

では、今度は業種別に一くくりにして、これだたら提供してもらえますかと聞いて、それなによつと検討しますとおっしゃつたので、ほつとしていたら、出てきたのがこの下の表だったわいですよ。

私が要求したのはこれじゃないんですね。私は、この事業者数しか書いていないんですよね。私は、この上の、売上高とか経常利益のこういう数字がい、だきたいという趣旨で申し上げたんですが、出きたのはこれだと。聞いたら、これが限界です、ということをおっしゃるわけです。これをもつてデータをもとに客観的な判断をしろと言われても、なかなか難しいんじゃないのかな。
そこで、百歩譲って、私たちにはデータを見られないにしても、農水省さんの中で、省内でこういう形で個別の企業のデータ、統計で処理するんだつたら、例えば平均値を求めるとか、そから、データはどのぐらいばらつきがあるのか標準偏差とか分散とかそういうところまで計算しているんですか、そういうことの方が私は気なるわけですよ。
私たちには見せられないけれどもやつていてまというなら、それでいいかなと思いませんけれども聞いたら、やっていないとおっしゃっていましたそれでどうやつてこの政策を正当化していくのかなというのを私は常々思うんですね。
私も、学生時代の同級生がほかの省庁なんかいたりしますので、こういうのは普通なのかなといたら、そもそも個別データを外に出さない条件でそういうデータをもらっているパターンが多くから、それはなかなか難しいよということと、計算データを出してくれと言うと、逆に嫌がる事業者

者もいるしと、そこはやはり事務方の皆さんも大変苦労されているというのは理解いたします。しかしながら、公費をある程度投入して、それでも実現している低利融資なわけですから、それはやはりデータを可能な限り農林水産さんの方でしっかりと把握する。今回、政策金融公庫さんがデータを持っていて、それがどのぐらい農水省さんの方に行っているかわかりませんけれども、やはりそういう形でデータをちゃんと持つてあります。

○林(宙)委員 データは下さいねということも別として、その分とぐらいままでやつてもいいんじゃないですかと思いませんけれども、これはいかがお考えですか。

○林国務大臣 個社の企業のデータの取り扱いについては、今委員がおっしゃったように、やはり公開する限界というのはどこにある、こういうふうに思つております。

一方で、特定農産加工業者の事業実施効果、これを的確に把握するという意味で、日本政策金融公庫が実施する調査だけではなくて、農林水産省としてもみずからこれを把握していく必要がある、こういうふうに考えております。

したがつて、都道府県が法律の規定に基づいて行つてある経営改善計画の計画承認後の状況調査、これでいろいろな状況を調査しているわけで

すが、今年度から、売上高、経常利益、それから国産農産物使用量、こういうものを全て把握する

ようになります。事業者ごとに各項目ごとの年度推移を把握できるように、取りまとめ方法を改善したところでございます。

今後は、この調査を通じて、各業種ごとの経営改善の状況、こういったものの事業実施効果の把握に努めまして、今委員からも御指摘がありまし

たけれども、特定農産加工業者のフォローアップをしっかりと充実させていきたいと思っております。

○林(宙)委員 ゼひ、こういう時代になつてきました。

○林(宙)委員 あるいは政策評価をするということをスタン

ダードにしていただきたいなというふうに思つております。今大臣からも御答弁あつたように、今後、できる限り、それはいろいろな苦労があると思うんです、だけれども、できる限りのところまで、ぜひデータをとりに行くというところに御尽力をいただけたらなというふうに思つております。

では、今度は強い農業づくり交付金について幾つかお伺いをさせていただきたいんです。

今の資料の裏側、こちらに事業実施主体区分別配分割合と書いてありますが、要は、市町村とか公社あるいは農協、そのほかということで大体民間というくらいになると思つては三七%しか認められ成二十四年度から今年度まで、どのぐらいの要望があつて、どのぐらい交付金が認められたんですかといふものをデータにさせていただいているところです。

これは、一目瞭然というか、ざあつと見ていただいてわかると思うんですけども、二十五年度までは、当初、補正も含めまして、ほぼ一〇〇%に近い割合で交付金申請が認められているという

ことになります。要は、ちゃんとした計画をつくつて出せば、ほぼ確実に交付金が認められましたよ

と、著しく数字が低いわけですね。合計で五二%で出せば、半分の申請しか認められていない。

今までばかりの数が認められてきたんですけども、今年度になつて急に審査が厳しくなつたのが何なのかな、認められる数というのが少くなつたわけなんですね。これはどういった要因でしようか。

○佐藤政府参考人 林先生の御質問にお答えいたします。

強い農業づくり交付金でございますが、この交付金につきましては都道府県別に当方から配分するわけですが、競争力強化等に積極的に取り組む産地を支援する事業目的を踏まえまして、一つ一つの事業につきまして、コストの削減や単収の増加、こういった産地の取り組みをポイント化いたしまして、ポイントの高い順に配分対象を選定するということとしております。

このように産地の取り組みを客観的に評価したことによって、低利融資とかをもっと積極的に活用するという方法もあると思うんですけども、これは政府としてはどのようにお考えなんでしょうか。

○林国務大臣 農業振興に向けた種々の支援措置には、支援対象者、それから取り組みの公益性やリスク、こういうものを勘案した上で、融資でやるのか、補助でやるのか、また出資というのもあります。この三つの手法を組み合わせて実施をしております。

集出荷施設等の共同利用施設の整備というのをやつているわけですが、まず、産地形成をする際の基幹となる施設でございまして、多くの農業者がこれに参画、またそこから受益をするという意味で、公益性が非常に高いということ、それから、新品種、新技術導入や農畜産物の輸出に積極的に取り組むなど、モデル性も高いので、逆に言えばリスクも高い、こういうことで、BバイCの分析

でございますが、配分件数につきましては、これまでのところ、百三十三件ということになつております。

それで、何となく、二〇ポイントとかを積み上げているところは、物すごくいろいろな改善をしようという、質的にかなりいいと判断されるべきところがことは落選してしまつたというよう

なことだと思うので、そういうたまり方もちよつとまとうなかなと思うところはあるんです。

やはり、これはかなりの数なんですね。毎年毎年これだけの整備を国費の補助金で行っていくと、そこだけの整備を国費の補助金で行つていくと、そこそこ公費はつぎ込むものの、その大部分はいつか返してもらうお金なんですね。そうする形はいいなと思っています。なぜかという

年、改めて聞いてみたいなと思うんです。

私は、さつき例に挙げましたけれども、特定農業協同組合のところに至つては三七%しか認められない。こういった差はどこから生じるんで

しょうか。

○佐藤政府参考人 お答えいたします。

強い農業づくり交付金でございますが、この交付金につきましては都道府県別に当方から配分す

るわけですが、競争力強化等に積極的に取り組む産地を支援する事業目的を踏まえまして、一つ一つの事業につきまして、コストの削減や単収の増加、こういった産地の取り組みをポイント化いたしまして、ポイントの高い順に配分対象を選定するということとしております。

このように産地の取り組みを客観的に評価したことによって、低利融資とかをもっと積極的に活用するという方法もあると思うんですけども、これは政府としてはどのようにお考えなんでしょうか。

○林(宙)委員 ポイント制で区切つているという

ことは、多分こういうことが考えられると思うんですけども、これまでほんと認めていたの

で、そのポイントが仮に二ポイントでも四ポイントでも、物すごく低いポイントでも多分認められ

ていたと思うんです。それが、今年度に関しては、例えば二〇ポイントとか積み上げっていてもだめだったケースというのがあるんじゃないかと思う

んです。そういうことでよろしいんですね。なるほど、わかりました。

などによって一定の要件をクリアした上で補助金でやつていく、こういうふうにしておるところでございます。

○林(宙)委員 今、最後にB-BI-Cの分析ということで御答弁があつたので、ぜひ、効果測定のためにデータをしつかりとつていただき、評価を今後いろいろなタイミングでやつていただきたいなというふうに思つています。

実は、最後にそこら辺の質問をしたかつたんですが、時間が参りましたので、また改めてこれはお伺いさせていただきたいなというふうに思いました。

以上です。どうもありがとうございました。

○坂本委員長 次に、畠浩治君。

○畠委員 生活の党の畠浩治でございます。

まず、法案について御質問させていただきます。

ウナギについての、希少生物の関係で、この法律が委員長提案で出されるということが想定されおりますが、議員立法の中の関係で、規制措置が想定されている。これをしつかりやつていくことによって、資源管理をしつかりやるということであります。やはり周辺のアジアの国、韓国、中国、台湾、ここを含めて、この部分の流通の規制の必要性が大きいわけですから、これらの国も日本が想定しているのと同じ規制をこれからとらなければ、結局、ワシントン条約の規制リスト入りということも危惧されるわけです。

これらの国との枠組みづくりとか、これらの国も同様の規制をしつかりとするような形で枠組みづくりが進んでいるのかどうか、その辺をお伺いいたします。

○林国務大臣 ニホンウナギにつきましては、一つの資源を我が国を含む東アジア沿岸国において養殖用の種苗として利用しております。その資源の持続的利用のためには、やはり国内での資源管

理に加えて、まさに今委員がおっしゃつていただいたように、国際的な資源管理が必要であると認識をしております。

したがつて、平成二十四年九月から、ニホンウナギの主要な養殖国・地域である日本、中国、台湾の三者で国際的な資源管理についての協議をしておりますが、二十五年九月の第四回協議から、ここに韓国も参加をしたということをご存じます。

ことし五月の第六回協議におきまして、養鰻業界を含む非政府機関による資源管理の枠組みを設立する、また、この枠組みのもとで養鰻生産量を制限することについて、九月の次回協議で結論を得るべく協議を継続する、これで意見が一致をいたしました。

今後も引き続き、この協議において議論を日本が率先して進めていくことによって、ウナギの国際的な資源管理体制の確立に向けて努力をしていただきたいと思っております。

○畠委員 このアジアの枠組みの中でしつかりと国際的に管理ができるということが、危惧されたります。私は、規制措置というのは国民の権利義務にかかるものですから、本来であれば、閣法でやつた方がいいなという思いもあるわけですが、これが今回委員長提案で出されることになりそうだ

と。そして、今回の議員立法で、まさに指定養殖業の許可制度という規制が盛り込まれることが想定されております。

私は、規制措置については国民の権利義務にかかるものですから、本来であれば、閣法でやつた方がいいなという思いもあるわけですが、これ

が今回委員長提案で出されることになりそうだ

ントロールしていくことが不可欠であり、その枠組みが求められております。ワシントン条約国会議、先ほど申し上げましたように二〇一六年です

が、附屬書掲載の提案が早ければ二〇一五年八月ということで、我が国としても速やかに資源管理の枠組みを構築する必要があるということをございます。

こういう状況の中で、準備をされておられます内水面漁業の振興に関する法律案に指定養殖業の許可及び届け出養殖業の届け出の規定が盛り込まれたと承知をしておりまして、養鰻生産量の制限により資源を管理する方向で協議することについて、先ほど申し上げたように、意見の一致を見たのが本年五月の第六回協議だったということで、

法規の検討に今からかかるかというタイミングでございまので、立法化された瞬には、所管省庁として適切に対応してまいりたいと思っております。

○畠委員 結局、時間軸で、五月から、そして、来年恐らく附屬書掲載の可能性、危険性がある中で、今国会で法律を通して速やかにそういう体制をつくつてやつていくことだらうと思ひます。

○畠委員 結局、時間軸で、五月から、そして、いろいろ作業があつて、次の臨時国会になる、それではちよつと遅いということだらうと思うので、それはそれであれだと思います。これは、速やかにそういう形でやるということの必要性は認識します。

ちよつと法規と違う形の質問を、これに基づいて、個別の案件なんですが、私の選挙区のある地元の河川で、一貫した水系なんですが、上流、下流に漁業協同組合がそれぞれある。そういう中で、サケと同様に、河川で生まれて海に下つて成長し、再び河川に遡上して産卵するという特性を有しておりますが、一点違いますのは、河川で生活する期間が、サケは、下までの六ヶ月、それから卵を産むために一ヶ月、七ヶ月でありますけれども、サクラマスの場合には、二十四ヶ月を河川で過ごすといったような特徴があります。

この二十四ヶ月というのは非常に長いものですから、いろいろな、他の生物に捕食されたり、あるいは死んでしまったり、河川で育つことによる

れども、そこを撤去すべきじゃないかという議論がある。

もともとこのウライというのは、サクラマスについて、放流して、どれくらい戻つてくるかといふのをせきとめて調査するという建前で、資源調査のため、あるいは養殖漁業の一環として設置したわけだそうです。ただ、設置してから二十年ぐらいたつても、調査の期限というのが平成二十二年だつたようでして、岩手県の調査のようですが、それども、結局、そこがそのままだうだと設置されたままになつていて。であれば、上流の漁協というのは不満が高まつているわけです。

そういう前提のもとで、ちょっとお伺いしたいのですが、資源調査としてウライを設置して遡上魚をせきとめるということに対し、サケ・マスであれば、そういう必要性というか効果がある。人工ふ化による稚魚放流に取り組んで大きな成果を上げるという観点から、サケ・マスは効果があるんだと、とりあえずこの必要性を百歩譲つて認めただとしても、ただ、サクラマスというのは、今の技術では人工増殖は難しくて、むしろ、産卵場などの河川環境に配慮して、やはり自然産卵によつて資源増殖、維持を図るのが合理的だという見解があるようです。その方が一定の成果が得られている。

この点、サクラマスの増殖、維持管理については、今言つたような見解が正しいのかどうか、お伺いしたいと思います。

○本川政府参考人 サクラマスにつきましては、サケと同様に、河川で生まれて海に下つて成長し、再び河川に遡上して産卵するという特性を有しておりますが、一点違いますのは、河川で生活する期間が、サケは、下までの六ヶ月、それから卵を産むために一ヶ月、七ヶ月でありますけれども、サクラマスの場合には、二十四ヶ月を河川で過ごすといったような特徴があります。

この二十四ヶ月というのは非常に長いものですから、いろいろな、他の生物に捕食されたり、あるいは死んでしまったり、河川で育つことによる

影響を強く受けるといったようなことがござります。

これにどう対応するかということあります。一つは、まさに人工種苗で増殖をしてやるということあります。

飼育池で最も十八ヶ月まで飼育して、十三センチぐらいになつてから放流する、それによつて河川で過ごす時間を短くして、影響を受けないようになります。それによって資源をふやしていくというやり方が一つございます。ただ、これが問題なのは、十八ヶ月飼育するということになりますと、やはりそこにコストがかかつてしまつといふことが問題点としてあるわけでございますが、一つの方法でございます。

それからもう一つは、先生がおつしやつたような、河川で過ごしやすくする。

まさに、河親魚が遡上できる河川環境を確保したり、天然の産卵場所を確保したり、あるいは河川における適正な遊漁の管理をするということで、二十四ヶ月に及ぶ河川での生活の間に減耗することのないような環境を整える、このようにことで、影響を緩和する。

やり方としては二つございます。まず、人工的なふ化放流も行われております。いずれにしても、都道府県が中心になつて、関係者の理解を得ながら、どのような形をとつていてかということをお話し合いをしていただく、これが肝要ではないかと考えております。

○畠委員 ありがとうございました。ということは、一概に、サケ・マスと同様のせきとめ方によつてその資源増殖、維持を図るということではないのだろうと思います。そこは、当然、資源増殖、維持の必要性に鑑みたウライとか河口堰の設置のあり方があつてもいいなど、今の話を聞いて思いました。

その関係でお聞きしたいんですが、これは、放流技術開発は調査ということでやつてあるということでありまして、こういう名目で遡上系の親魚を採捕する手段として、遡上防止柵のウライ施設

打尽にする手法というの、合理的というか、現在、全国的に見ても例がないのではないかと言つが、そこは、ないんでしょうか。そして、これはまともな手法なんでしょうか。ちょっとそこも含めてお伺いしたいと思います。

○本川政府参考人 いわゆるウライ、アユ漁のやなのようなものでございますけれども、ウライの設置状況につきましては、全国を網羅した調査は行っておりませんが、秋田県あるいは北海道などにおいて、一定の期間、河川の幅全体にウライを設置する例は多数あると承知しております。

岩手県におきまして、サケ・マス増殖用の種卵を確保する、ウライによる捕獲は県の許可により行われております。安家川の場合には、シロザケ用に八月五日から二月二十八日、それからサクラマス用に三月一日から五月三十一日の期間に許可されておりまして、六月一日から七月三十一日の二ヵ月間は、ウライから網を撤去して、魚が遡上できるような状態にするといったようなことを運用しているというふうに聞いております。

○畠委員 まさに、一年じゅう設置するんじやなくて、外す部分があつてもいい。そこはちょっとと私も、現場がどれぐらい設置していく、どれぐらいいの期間外しているのか、具体的な事例は把握はまだしておりませんが、おつしやるとおり、例えばシロザケだと八月から二月ですか、一定の期間設置するということ、サクラマスはちょっとその前倒しになるのかどうかあれば、あると思うのですが、この漁協は、一月から五月までの五ヶ月間は外してもらいたいと言つてることを見ると、恐らく外さないでかなりの期間設置しているのじゃないかなという気がします。

○本川政府参考人 ウライ自体は、サケ・マスのみたないもので塞いで、遡上する全ての魚を一網に仕立てる手法というの、合理的というか、現在、全国的に見ても例がないのではないかと言つて、これはまともな手法なんでしょうか。ちょっとそこも含めてお伺いしたいと思います。

親魚の採捕を目的としているものの中でも、ちいさな魚はウライのすき間から行き来ができるところでございますので、サケ・マス以外の魚種については、その上流と下流で大きな影響が生じにくるものというふうに承知をしております。

サクラマスの資源造成については、先ほど申し上げたような、関係者の意見も聞きながら、人工化放流や親魚が遡上できる環境の整備、こういったことに取り組むことが重要であると考えております。

いずれにしても、河川環境や生態系の問題に配慮しながら、サクラマスの資源をどのように造成していくかについては、県が関係者の調整を図りながら、地域として意思決定をしていただく、こういうことが必要であるというふうに考えております。

○畠委員 サケ・マスの稚魚はすり抜けていけるから問題ないとおつしやいましたが、済みません、サクラマスはどうなんでしたつけ。もう一度、そこの部分をお伺いします。

○本川政府参考人 サクラマスは大きゅうございまして、その期間についてはウライで捕獲をするといふことがあります。

○畠委員 まさに、サクラマスは大きいので、その期間にわたっては、都道府県に助言をしてきた協議会も含めた法律ができることによって、その点がどのように改善されていくと見込まれるのか。その点をお伺いしたいと思います。

それで、お聞きしたいのは、これまで、調整と協議の場を与えて、協議しなさいというところは、何かこの法律は効果があるかなと思ったわけであり、フラストレーションがたまっているときに、協議の場を与えて、協議しなさいというところは、協議が必要であると認める場合には、協議会を設置する。もちろん、協議会を設置しても、どういふ内容にするかというのは別に行政が強制はできませんけれども、今、私の地元であつていていることは、上流、下流の漁協で話し合いで応じなかつた協議会の設置を申し出で、そして、都道府県は、協議が必要であると認める場合には、協議会を設置する。

内閣府参考人 は、これまで、調整と協議の場を与えて、協議しなさいというところは、何かこの法律は効果があるかなと思ったわけであり、フラストレーションがたまっているときに、協議の場を与えて、協議しなさいというところは、協議が必要であると認める場合には、協議会を設置する。もちろん、協議会を設置しても、どういふ内容にするかというのは別に行政が強制はできませんけれども、今、私の地元であつていていることは、上流、下流の漁協で話し合いで応じなかつた協議会の設置を申し出で、そして、都道府県は、協議が必要であると認める場合には、協議会を設置する。

内閣府参考人 私どもは、内水面における漁業権の管理につきましては、一つの河川に一つの漁業権ということで、都道府県に助言をしてきた形でございます。一方で、河川の形状とか水産動植物の生息、分布の状況などから、複数の漁業権が設定されている河川も多く存在しております。

複数の漁業者の調整につきましては、漁業法に基づき各都道府県に設置されている内水面漁場管理制度会というのがございますので、この場でお話し合いをされたり、あるいは免許権者である都道府県も入つた当事者間による話し合いの場において協議する、これまでそういう形で行われてきました。まずはそういうものを活用して、この調整がなかなか、これは海も川もそうですが、漁業権を持つている人同士の調整は難しいわけですにこれをどうするかというの、漁業権者同士の調整、漁協同士の調整ということになつて、この調整がなかなか、これは海も川もそうですが、漁業権を持つている人同士の調整は難しいわけですよね。これは当事者の話ではあるんですけども、そこをどうやって調整しながら、行政もサポートしないがらやつていいけるかというところもあるのだろうと思います。

他方、今回の内水面漁業の振興に関する法律案に盛り込まれております協議会のスキーム、これにつきましては、漁業者と河川管理者などの話し合いを促進することを想定したものではありますが、そのスキームを利用して、関係する漁業者であります。

ある上流と下流の漁協の間の話し合いを進める、

このようなことも可能と考えられております。

例えば、サケ・マスが、オホーツクでメジカという形

で非常に高級なサケとして漁獲されておりますが、こういう場合、両者がお話し合いをされて、

一定の合意に基づいて対応しておられるといった

ようなこともありますので、サクラマスについても、やはり上流、下流で適切なお話し合いをされ

て進めていかれる、こういうことが肝要ではな

いかなと思っております。

○畠委員 前向きな答弁、ありがとうございました。

法律案の規定が適用される水面以外の水面で営

まれる養殖業であって、当該養殖業に係る内水面

水産資源の持続的な利用の確保または内水面漁業

の持続的かつ健全な発展のため養殖業を営む者等

について制限措置を講ずる必要があり、かつ、政

府間の取り決めその他の関係上当該措置を統一し

的に推進し、もつて内水面における漁業生産力を総合

環境の保全に寄与することを目的とするもので、

その主な内容は次のとおりであります。

第一に、基本理念についてであります。

内水面漁業の振興に関する施策は、内水面漁業

の有する水産物の供給の機能及び多面的機能が適

切かつ十分に發揮され、将来にわたって国民がそ

の恵沢を享受することができるようになります。

第二に、内水面漁業の振興に関する基本方針等

についてであります。

農林水産大臣は、あらかじめ、国土交通大臣及び環境大臣に協議し、それらの同意を得るととも

に、水産政策審議会の意見を聞いた上で、内水面

漁業の振興に関する基本的方向等を内容とする基

本方針を定めることとし、都道府県は、内水面水

産資源の回復に関する施策及び内水面における漁

場環境の再生に関する施策の総合的かつ計画的な

実施が必要と認めるときは、基本方針に即して、

その実施に関する計画を定めるよう努めることと

あります。

第三に、国及び地方公共団体の施策についてで

あります。

国及び地方公共団体は、内水面水産資源の生息

状況等の調査を行つよう努めることとするととも

に、内水面水産資源の回復、内水面における漁場

環境の再生、内水面漁業の健全な発展に関する施

策を講ずるよう努めることとしております。

第四に、指定養殖業の許可及び届け出養殖業の

届け出についてであります。

○坂本委員長 次に、内水面漁業の振興に関する

法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、各党間の協議の結果、お

手元に配付いたしておりますとおりの起草案を得

ました。

本起草案の趣旨及び主な内容につきまして御説

明申し上げます。

法律案の規定が適用される水面以外の水面で営

まれる養殖業であって、当該養殖業に係る内水面

水産資源の持続的な利用の確保または内水面漁業

の持続的かつ健全な発展のため養殖業を営む者等

について制限措置を講ずる必要があり、かつ、政

府間の取り決めその他の関係上当該措置を統一し

て講ずることが適當であると認められる政令で定める指定養殖業についての許可制度とともに、その実態を把握する必要があると認められる指定養

殖業以外の政令で定める届け出養殖業についての届け出制度を創設し、指定養殖業者及び届け出養

殖業者は、その養殖業に係る実績報告書を農林水産大臣に提出しなければならないこととしておりま

す。

第五に、協議会についてであります。

都道府県は、内水面の共同漁業権者の申し出に基

づき、内水面水産資源の回復、内水面における漁場環境の再生その他の内水面漁業の振興に関し必要な措置について協議を行う必要があると認めるときには、都道府県、共同漁業権者、河川管理者、学識経験者等で構成する協議会を設置することができるとしております。

なお、この法律は、一部を除き、公布の日から施行することとともに、政府は、この法律の施行後速やかに、内水面に排出または放流される水に係る規制のあり方について、内水面における漁場環境の再生等の観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずることとしております。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

○坂本委員長 お諮りいたします。

内水面漁業の振興に関する法律案につきましては、お手元に配付いたしております起草案を本委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○坂本委員長 起立総員。よつて、本案は委員会提出の法律案とすることに決定いたしました。

なお、ただいま決定いたしました法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

商業的な輸出入に対する国際的な規制強化の動向等を踏まえ、内水面漁業の振興はもとより、ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」の保護・継承が図られるよう、資源の持続的利用を確保するべく、本法により導入さ

れる指定養殖業の許可・届出養殖業の届出を

法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、各党間の協議の結果、お手元に配付いたしておりますとおりの起草案を得ました。

本起草案の趣旨及び主な内容につきまして御説明申し上げます。

○坂本委員長 次に、内水面漁業の振興に関する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、各党間の協議の結果、お手元に配付いたしておりますとおりの起草案を得ました。

本起草案の趣旨及び主な内容につきまして御説明申し上げました。

○坂本委員長 次に、内水面漁業の振興に関する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、各党間の協議の結果、お手元に配付いたしておりますとおりの起草案を得ました。

本起草案の趣旨及び主な内容につきまして御説明申し上げました。

○坂本委員長 お諮りいたします。

内水面漁業の振興に関する法律案につきましては、お手元に配付いたしております起草案を本委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○坂本委員長 起立総員。よつて、本案は委員会提出の法律案とすることに決定いたしました。

なお、ただいま決定いたしました法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「二ホンウナギについて」では、ウナギ属に係る法律案の規定が適用される水面以外の水面で営

まれる養殖業であって、当該養殖業に係る内水面

水産資源の持続的な利用の確保または内水面漁業

の持続的かつ健全な発展のため養殖業を営む者等

について制限措置を講ずる必要があり、かつ、政

府間の取り決めその他の関係上当該措置を統一し

て講ずることが適當であると認められる政令で定める指定養殖業についての許可制度とともに、その実態を把握する必要があると認められる指定養

殖業以外の政令で定める届け出養殖業についての届け出制度を創設し、指定養殖業者及び届け出養

殖業者は、その養殖業に係る実績報告書を農林水産大臣に提出しなければならないこととしておりま

す。

第五に、協議会についてであります。

都道府県は、内水面の共同漁業権者の申し出に基

づき、内水面水産資源の回復、内水面における漁場環境の再生その他の内水面漁業の振興に関し必

要な措置について協議を行う必要があると認めるときには、都道府県、共同漁業権者、河川管理者、学識経験者等で構成する協議会を設置することができるとしております。

なお、この法律は、一部を除き、公布の日から施行することとともに、政府は、この法律の施行後速やかに、内水面に排出または放流される水に係る規制のあり方について、内水面における漁場環境の再生等の観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずることとしております。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

○坂本委員長 お諮りいたします。

内水面漁業の振興に関する法律案につきましては、お手元に配付いたしております起草案を本委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○坂本委員長 起立総員。よつて、本案は委員会提出の法律案とすることに決定いたしました。

なお、ただいま決定いたしました法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「二ホンウナギについて」では、ウナギ属に係る

法律案の規定が適用される水面以外の水面で営

まれる養殖業であって、当該養殖業に係る内水面

水産資源の持続的な利用の確保または内水面漁業

の持続的かつ健全な発展のため養殖業を営む者等

について制限措置を講ずる必要があり、かつ、政

府間の取り決めその他の関係上当該措置を統一し

て講ずることが適當であると認められる政令で定める指定養殖業についての許可制度とともに、その実態を把握する必要があると認められる指定養

殖業以外の政令で定める届け出養殖業についての届け出制度を創設し、指定養殖業者及び届け出養

殖業者は、その養殖業に係る実績報告書を農林水産大臣に提出しなければならないこととしておりま

す。

第五に、協議会についてであります。

都道府県は、内水面の共同漁業権者の申し出に基

づき、内水面水産資源の回復、内水面における漁場環境の再生その他の内水面漁業の振興に関し必

要な措置について協議を行う必要があると認めるときには、都道府県、共同漁業権者、河川管理者、学識経験者等で構成する協議会を設置することができるとしております。

なお、この法律は、一部を除き、公布の日から施行することとともに、政府は、この法律の施行後速やかに、内水面に排出または放流される水に係る規制のあり方について、内水面における漁場環境の再生等の観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずることとしております。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

○坂本委員長 お諮りいたします。

内水面漁業の振興に関する法律案につきましては、お手元に配付いたしております起草案を本委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○坂本委員長 起立総員。よつて、本案は委員会提出の法律案とすることに決定いたしました。

なお、ただいま決定いたしました法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「二ホンウナギについて」では、ウナギ属に係る

法律案の規定が適用される水面以外の水面で営

まれる養殖業であって、当該養殖業に係る内水面

水産資源の持続的な利用の確保または内水面漁業

の持続的かつ健全な発展のため養殖業を営む者等

について制限措置を講ずる必要があり、かつ、政

府間の取り決めその他の関係上当該措置を統一し

て講ずることが適當であると認められる政令で定める指定養殖業についての許可制度とともに、その実態を把握する必要があると認められる指定養

殖業以外の政令で定める届け出養殖業についての届け出制度を創設し、指定養殖業者及び届け出養

殖業者は、その養殖業に係る実績報告書を農林水産大臣に提出しなければならないこととしておりま

す。

第五に、協議会についてであります。

都道府県は、内水面の共同漁業権者の申し出に基

づき、内水面水産資源の回復、内水面における漁場環境の再生その他の内水面漁業の振興に関し必

要な措置について協議を行う必要があると認めるときには、都道府県、共同漁業権者、河川管理者、学識経験者等で構成する協議会を設置することができるとしております。

なお、この法律は、一部を除き、公布の日から施行することとともに、政府は、この法律の施行後速やかに、内水面に排出または放流される水に係る規制のあり方について、内水面における漁場環境の再生等の観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずることとしております。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

○坂本委員長 お諮りいたします。

内水面漁業の振興に関する法律案につきましては、お手元に配付いたしております起草案を本委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○坂本委員長 起立総員。よつて、本案は委員会提出の法律案とすることに決定いたしました。

なお、ただいま決定いたしました法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「二ホンウナギについて」では、ウナギ属に係る

法律案の規定が適用される水面以外の水面で営

まれる養殖業であって、当該養殖業に係る内水面

水産資源の持続的な利用の確保または内水面漁業

の持続的かつ健全な発展のため養殖業を営む者等

について制限措置を講ずる必要があり、かつ、政

府間の取り決めその他の関係上当該措置を統一し

て講ずることが適當であると認められる政令で定める指定養殖業についての許可制度とともに、その実態を把握する必要があると認められる指定養

殖業以外の政令で定める届け出養殖業についての届け出制度を創設し、指定養殖業者及び届け出養

殖業者は、その養殖業に係る実績報告書を農林水産大臣に提出しなければならないこととしておりま

す。

第五に、協議会についてであります。

都道府県は、内水面の共同漁業権者の申し出に基

づき、内水面水産資源の回復、内水面における漁場環境の再生その他の内水面漁業の振興に関し必

要な措置について協議を行う必要があると認めるときには、都道府県、共同漁業権者、河川管理者、学識経験者等で構成する協議会を設置することができるとしております。

なお、この法律は、一部を除き、公布の日から施行することとともに、政府は、この法律の施行後速やかに、内水面に排出または放流される水に係る規制のあり方について、内水面における漁場環境の再生等の観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずることとしております。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

○坂本委員長 お諮りいたします。

内水面漁業の振興に関する法律案につきましては、お手元に配付いたしております起草案を本委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○坂本委員長 起立総員。よつて、本案は委員会提出の法律案とすることに決定いたしました。

なお、ただいま決定いたしました法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「二ホンウナギについて」では、ウナギ属に係る

法律案の規定が適用される水面以外の水面で営

まれる養殖業であって、当該養殖業に係る内水面

水産資源の持続的な利用の確保または内水面漁業

の持続的かつ健全な発展のため養殖業を営む者等

について制限措置を講ずる必要があり、かつ、政

府間の取り決めその他の関係上当該措置を統一し

て講ずることが適當であると認められる政令で定める指定養殖業についての許可制度とともに、その実態を把握する必要があると認められる指定養

殖業以外の政令で定める届け出養殖業についての届け出制度を創設し、指定養殖業者及び届け出養

殖業者は、その養殖業に係る実績報告書を農林水産大臣に提出しなければならないこととしておりま

す。

第五に、協議会についてであります。

都道府県は、内水面の共同漁業権者の申し出に基

づき、内水面水産資源の回復、内水面における漁場環境の再生その他の内水面漁業の振興に関し必

要な措置について協議を行う必要があると認めるときには、都道府県、共同漁業権者、河川管理者、学識経験者等で構成する協議会を設置することができるとしております。

なお、この法律は、一部を除き、公布の日から施行することとともに、政府は、この法律の施行後速やかに、内水面に排出または放流される水に係る規制のあり方について、内水面における漁場環境の再生等の観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずることとしております。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

○坂本委員長 お諮りいたします。

内水面漁業の振興に関する法律案につきましては、お手元に配付いたしております起草案を本委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○坂本委員長 起立総員。よつて、本案は委員会提出の法律案とすることに決定いたしました。

なお、ただいま決定いたしました法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「二ホンウナギについて」では、ウナギ属に係る

はじめとする各般の施策の活用を含め、実効ある対策を講ずるため、国内の体制を整備すること。

また、国際的な資源管理に向けた取組やシステムを一層推進すること。

二 内水面漁業協同組合の組合員資格に係る河川における水産動植物の採捕又は養殖を行う日数の算定に当たっては、内水面漁業が有している水産物の供給の機能及び多面的機能が十分に発揮できるよう配慮するとともに、必要がある場合には、水産業協同組合法の見直しについて検討を行うこと。

三 農業水利施設の整備、河川改修等が内水面の生態系に与える影響に鑑み、自然との共生及び環境との調和に配慮した農業水利施設、河川の整備等を推進するとともに、本法により導入される協議会の活用が図られるよう措置すること。

右決議する。
以上です。
何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○坂本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。
採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂本委員長 起立総員。よつて、本件は本委員会の決議とするに決しました。

この際、ただいまの決議につきまして、農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。農林水産大臣林芳正君。

○林国务大臣 ただいまの御決議につきましては、その趣旨を尊重し、関係府省との連携を図りつつ、最善の努力を尽くしてまいる所存でござります。

○坂本委員長 お諮りいたします。

ただいまの決議の議長に対する報告及び関係當

局への参考送付の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存しますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十四分散会

び自然環境の保全に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第一条 内水面漁業の振興に関する施策は、内水面漁業が水産物の供給の機能及び多面的機能を有しており、国民生活の安定向上及び自然環境の保全に重要な役割を果たしていることに鑑み、内水面漁業の有する水産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮され、将来にわたって国民がその恵沢を享受することができるようにして、講ぜられなければならない。

(定義)

第三条 この法律において「内水面漁業」とは、内水面における水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。

2 この法律において「多面的機能」とは、生態系その他の自然環境の保全、集落等の地域社会の維持、文化の伝承、自然体験活動等の学習の場並びに交流及び保養の場の提供等内水面漁業の生産活動が行われることにより生ずる水産物の供給の機能以外の多面にわたる機能をいう。

3 この法律において「内水面漁業者」とは、内水面漁業を営む者をいう。

(国の責務)

第四条 国は、第二条の基本理念(次条において単に「基本理念」という。)にのつとり、内水面漁業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、内水面漁業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、その地方公共団体の区域の自然的経済的社會的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(内水面漁業者の努力)

第六条 内水面漁業者は、内水面における水産資源(以下「内水面水産資源」という。)の回復、

内水面における漁場環境の保全等の取組を自ら

行うとともに、国又は地方公共団体が実施する内水面漁業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第七条 国は、内水面漁業の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(連携協力体制の整備)

第八条 国及び地方公共団体は、内水面漁業の振興に関する施策を効果的に実施するため、国、関係地方公共団体、海面及び内水面に係る漁業協同組合その他の関係者相互間の連携協力体制の整備に努めるものとする。

(第二章 基本方針等)

第九条 農林水産大臣は、内水面漁業の振興に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 内水面漁業の振興に関する基本的方向

二 内水面水産資源の回復に関する基本的事項

三 内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項

四 内水面漁業の健全な発展に関する基本的事項

五 その他内水面漁業の振興に関する重要事項

3 基本方針は、水産基本法(平成十三年法律第

八十九号)第十二条第一項の水産基本計画との

調和が保たれたものでなければならない。

4 農林水産大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣及び環境大臣に協議し、それらの同意を得るとともに、水産政策審議会の意見を聽かなければならない。

5 農林水産大臣は、基本方針を定めたときは、

遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 農林水産大臣は、内水面漁業をめぐる情勢の変化を勘案し、及び内水面漁業に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとにより、内水面漁業に関する施策を総合的に推進し、もつて内水面における漁業生産力を発展させ、あわせて国民生活の安定向上及

(昭和二十四年法律第一百六十七号) 第百二十

第五節 指定養殖業の許可及び届出養殖

(指定養殖業の許可)

第二十六条 漁業法の規定が適用される水面以外の水面で営まれる養殖業であつて政令で定めるところによる、「旨」とは、

2 もの（以下「指定養殖業」という）を営むこととする者は、養殖場ごとに、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

指定養殖業の許可是、養殖場において養殖することができる水産動植物の量を定めて行うものとする。

3 第一項の政令は、当該養殖業に係る内水面漁業の持続的かつ健全な発展のため養殖業を営む者及びその養殖場について制限措置を講ずる必要があるり、かつ、政府間の取決めその他の関係上当該措置を統一して講ずることが適当であると認められる養殖業について定めるものとする。

4 第一項の政令を制定し又は改廃する場合は、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

農林水産大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、水産政策審議会の意見を聽かなければならぬ。

農林水産省令で定めるところにより、その者に付し許可証を交付する。

(届出養殖業の届出

とする者は、養殖場ごとに、

第三十条 指定養殖業の許可に關しては、漁業法第三章（第五十二条から第五十五条まで、第五十六条第一項第三号、第五十八条の二第一項たゞし書及び第五項、第五十九条第四号並びに第六十二条の二第一項を除く。）及び第一百三十三条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「指定漁業」とあるのは「指定養殖業」

と、同法第五十八条第一項中「水産動植物の繁殖保護又は漁業調整」とあるのは「内水面水産資源の持続的な利用の確保又は内水面漁業の持続的かつ健全な発展」と、「船舶の総トン数別による集団又は総トン数別及び操業区域別若しくは操業期間別の集団」とあるのは「指定養殖業に係る水産動植物の総量（以下単に「総量」とい

• 100 •

第三十一章 腹板の座屈

に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、許可養殖業者若しくは届出養殖業者に対する旨の登録手続等による届出登録等に

業者に如し 所定喪死業若しくは届出喪死業に
関して必要な報告を求め 又はその職員に養殖場
、事業場若しくは事務所に立ち入り、その状
況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させる
ことができる。

3 提示しなければならない。
第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(提出書類の經由機関
第三十一条 この節の規

命令の規定により農林水産大臣に提出する申請書その他の書類は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事を経由して提出しなければならない。

10

あるのは「公益上必要があると認めるときは、」

とある
」必要が
たり、「と
きは、「
女がある
」とある

の確保、
の他公益
漁業調
査は「内
水面漁

九
二

ノの語

があると

貯蓄業に
貢に養殖
その状
況させる

は、犯罪
はならぬ

に基づく

する申請
める手続
しなけれ

限に属する事務の一部は、政令で定めるところ

により、都道府県知事が行うこととすることができる。

(農林水産省令への委任)

第三十四条 この節に規定するもののほか、指定養殖業の許可又は届出養殖業の届出に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第四章 協議会

第三十五条 内水面において漁業法第六条第五項に規定する共同漁業の免許を受けた者（以下この条において「共同漁業権者」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、当該免許に係る都道府県知事に対し、当該免許に係る内水面における内水面水産資源の回復、内水面における漁場環境の再生その他内水面漁業の振興に関する必要な措置について協議を行うための協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を設置するよう申し出ることができる。

2 前項の申出に係る都道府県は、同項の協議が必要であると認めるときは、協議会を設置することができる。

3 協議会は、当該協議会を設置する都道府県、第一項の規定により当該協議会の設置を申し出た共同漁業権者、当該協議会における協議に係る内水面について河川管理者がある場合には当該河川管理者、当該協議会における協議に係る事項について学識経験を有する者その他当該都道府県が必要と認める者で構成するものとする。

第五章 罰則

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

一 第二十六条第一項の規定に違反して指定養殖業を営んだ者

二 許可養殖業者であつて第三十条において準用する漁業法第六十一条の規定に違反した者

三 指定養殖業の許可に付けた制限又は条件に違反して指定養殖業を営んだ者

四 指定養殖業の停止中その指定養殖業を営ん

だ者

2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができます。

3 第一項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する水産動植物又はその製品は、没収することができる。

これらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第三十七条 第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十八条 第二十七条又は第二十八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して、第三十六条第一項、第三十七条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第四十条 第三十条において準用する漁業法第六十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

ただし、第三章第五節及び第五章の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行のために必要な準備）

第二条 農林水産大臣は、第二十六条第一項又は第二十八条第一項の政令の制定の立案をしようとするときは、前条ただし書に規定する規定の施行前においても、水産政策審議会の意見を聽

くことができる。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

（平成二十三年原子力事故による被害等への対策）

第四条 国及び地方公共団体は、当分の間、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（次項において「平成二十三年原子力事故」という。）により被害を受けた地域における内水面漁業の復興及び再生を推進するため、内水面に影響が少ない放射性物質による汚染の除去等の措置に係る技術の開発、事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第一条に規定する事故由来放射性物質をいう。）による汚染の有無又はその状況が明らかになつていないことに起因する漁場の利用への支障及び内水面漁業資源の販売の不振への対処の取組に対する支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第五条 第三十六条第三項中「及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）」を「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）及び内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第六号）」に改める。

第六条 水産基本法の一部を次のように改正する。

第三十六条第三項中「及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）」を「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）及び内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第六号）」に改める。

は、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(水産基本法の一部改正)

第六条 水産基本法の一部を次のように改正する。

第三十六条第三項中「及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）」を「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）及び内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第六号）」に改める。

第七条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

（水産基本法の一部改正）

第六条 水産基本法の一部を次のように改正する。

第三十六条第三項中「及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）」を「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）及び内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第六号）」に改める。

理 由

内水面漁業の振興に関する施策を総合的に推進するため、内水面漁業の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、内水面漁業の振興に関する施策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第五条 政府は、この法律の施行後速やかに、内水面に排出又は放流される水についての実態を踏まえ、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）等による当該水に係る規制の在り方について、内水面における漁場環境の再生等の観点から検討を加え、必要があると認めるとき

第一類第八号

農林水產委員會議錄第十九號

平成二十六年六月十一日

第一類第八号

農林水產委員會議錄第十九號

平成二十六年六月十一日

平成二十六年六月十九日印刷

平成二十六年六月二十日發行

衆議院事務局

印刷者

國立印刷局

P